

モーセの**第三**の書 通称 レビ記

¹主*はモーセを呼び、会見の天幕から彼に語って言われた。

²「イスラエルの子らに語り、彼らに言いなさい。『あなたがたのうちのだれかが主にささげ物をささげるときは、家畜の中から、すなわち牛の群れ、また羊の群れの中から、あなたがたのささげ物をささげなければならない。

³「『もし彼のささげ物が牛の群れからの全焼のささげ物であるなら、傷のない雄をささげなければならない。彼は主の前に受け入れられるために、会見の天幕の入り口でそれをささげなければならない。

⁴彼は全焼のささげ物の頭に手を置かなければならない。そうすれば、それは彼のために贖罪をするものとして受け入れられる。

⁵彼は主の前でその若い牛を屠らなければならない。祭司であるアロンの子らはその血を差し出し、会見の天幕の入り口にある祭壇の周囲にその血を振りかけなければならない。

⁶彼は全焼のささげ物の皮を剥ぎ、それを切り分けなければならない。

⁷祭司アロンの子らは祭壇の上に火を置き、火の上に薪を整えて並べなければならない。

* **1:11:1** すべて大文字の「主」または「神」はヘブル語のיהוה（ヤハウェ）から来てい

8 祭司であるアロンの子らは、切り分けた肉、頭、脂肪を、祭壇の上の火にある薪の上に整えて並べなければならない。

9 ただし、その内臓と足は水で洗わなければならない。祭司はそのすべてを祭壇の上で全焼のささげ物として燃やさなければならない。これは火によるささげ物であり、主への心地よい香りである。

10 「『もし彼のささげ物が羊の群れ、すなわち羊または山羊からの全焼のささげ物であるなら、傷のない雄をささげなければならない。』

11 彼は祭壇の北側で、主の前にそれを屠らなければならない。祭司であるアロンの子らは、その血を祭壇の周囲に振りかけなければならない。

12 彼はそれを、その頭と脂肪とともに切り分けるなければならない。祭司はそれらを、祭壇の上の火にある薪の上に整えて並べなければならない。

13 ただし、内臓と足は水で洗わなければならない。祭司はその全体をささげ、祭壇の上で燃やさなければならない。これは全焼のささげ物、火によるささげ物であり、主への心地よい香りである。

14 「『もし彼の主へのささげ物が鳥の全焼のささげ物であるなら、山鳩または家鳩の雛の中から、彼のささげ物をささげなければならない。』

15 祭司はそれを祭壇に持って行き、その頭をねじり切り、祭壇の上で燃やさなければならない。その血は祭壇の側面に絞り出されなければならない。

16 彼はその餌袋を羽毛とともに取り除き、祭壇の東側にある灰の場所に投げ捨てなければならない。

17 彼はその翼のところでそれを引き裂かなければならない。ただし、二つに切り離してはならない。祭司はそれを祭壇の上、火にある薪の上で燃やさな

なければならない。これは全焼のささげ物、火によるささげ物であり、主への心地よい香りである。』」

2

1 「『だれかが主に穀物のささげ物をささげるときは、そのささげ物は上質の小麦粉でなければならない。その上に油を注ぎ、乳香を添えなければならない。』

2 彼はそれを祭司であるアロンの子らのところに持って行かなければならない。祭司はそこから上質の小麦粉と油を一掴み取り、すべての乳香とともに、記念の部分として祭壇の上で燃やさなければならない。これは火によるささげ物であり、主への心地よい香りである。

3 穀物のささげ物の残りは、アロンとその子らのものとなる。これは主への火によるささげ物の中で最も聖なる部分である。

4 「『かまどで焼いた穀物のささげ物をささげるときは、それは油を混ぜた上質の小麦粉の種なしの菓子、または油を塗った種なしの薄焼きパンでなければならない。』

5 もしあなたのささげ物が鉄板の上で作られた穀物のささげ物であるなら、それは油を混ぜた種なしの上質の小麦粉でなければならない。

6 あなたはそれを切り分け、その上に油を注がなければならない。これは穀物のささげ物である。

7 もしあなたのささげ物が鍋で作られた穀物のささげ物であるなら、それは上質の小麦粉と油で作られなければならない。

8 これらのものから作られた穀物のささげ物を主のもとに持って行かなければならない。それは祭司に差し出され、祭司はそれを祭壇に持って行かなければならない。

9 祭司はその穀物のささげ物から記念の部分をとり、祭壇の上で燃やさなければならない。これは火によるささげ物であり、主への心地よい香りである。

10 穀物のささげ物の残りは、アロンとその子らのものとなる。これは主への火によるささげ物の中で最も聖なる部分である。

11 「『あなたがたが主にささげる穀物のささげ物は、どれもパン種を入れて作ってはならない。パン種も蜜も、主への火によるささげ物として燃やしてはならないからである。』

12 初穂のささげ物としては、それらを主にささげてもよいが、祭壇の上に心地よい香りとして上らせてはならない。

13 あなたの穀物のささげ物にはすべて、塩で味付けをしなければならない。あなたの穀物のささげ物に、あなたの神*の契約の塩を欠かしてはならない。あなたのすべてのささげ物とともに、塩をささげなければならない。

14 「『もしあなたが初穂の穀物のささげ物を主にささげるなら、あなたの初穂の穀物のささげ物として、火で炒った新穀の穂を砕いたものをささげなければならない。』

15 その上に油をかけ、乳香を添えなければならない。これは穀物のささげ物である。

16 祭司は記念の部分として、砕いた穀物の一部と油の一部を、すべての乳香とともに燃やさなければならない。これは主への火によるささげ物である。』」

3

1 「『もし彼のささげ物が和解のいけにえであ

* 2:132:13 「神」と訳されたヘブル語は「אֱלֹהִים」（エロヒム）である。

り、牛の群れからささげるなら、雄でも雌でも、傷のないものを主の前にささげなければならない。

² 彼はそのささげ物の頭に手を置き、会見の天幕の入り口でそれを屠らなければならない。祭司であるアロンの子らは、その血を祭壇の周囲に振りかけなければならない。

³ 彼はその和解のいけにえから、主への火によるささげ物をささげなければならない。すなわち、内臓を覆う脂肪と、内臓についているすべての脂肪、

⁴ 二つの腎臓と、腰のあたりにあるそれらの上の脂肪、および腎臓と一緒に取り外す肝臓の覆いである。

⁵ アロンの子らは、祭壇の上の全焼のささげ物の上で、すなわち火にある薪の上で、それを燃やさなければならない。これは火によるささげ物であり、主への心地よい香りである。

⁶ 「『もし彼の主への和解のいけにえのささげ物が羊の群れからであるなら、雄でも雌でも、傷のないものをささげなければならない。』

⁷ もし彼がささげ物として子羊をささげるなら、主の前にそれをささげなければならない。

⁸ 彼はそのささげ物の頭に手を置き、会見の天幕の前でそれを屠らなければならない。アロンの子らはその血を祭壇の周囲に振りかけなければならない。

⁹ 彼はその和解のいけにえから、主への火によるささげ物をささげなければならない。その脂肪、すなわち背骨の近くで取り外す脂尾全体と、内臓を覆う脂肪、および内臓についているすべての脂肪、

¹⁰ 二つの腎臓と、腰のあたりにあるそれらの上の脂肪、および腎臓と一緒に取り外す肝臓の覆いである。

11 祭司はそれを祭壇の上で燃やさなければならぬ。これは主への火によるささげ物の食物である。

12 「『もし彼のささげ物が山羊であるなら、主の前にそれをささげなければならない。』

13 彼はその頭に手を置き、会見の天幕の前でそれを屠らなければならない。アロンの子らはその血を祭壇の周囲に振りかけなければならない。

14 彼はそこから自分のささげ物として、主への火によるささげ物をささげなければならない。すなわち、内臓を覆う脂肪と、内臓についているすべての脂肪、

15 二つの腎臓と、腰のあたりにあるそれらの上の脂肪、および腎臓と一緒に取り外す肝臓の覆いである。

16 祭司はそれらを祭壇の上で燃やさなければならぬ。これは心地よい香りのための、火によるささげ物の食物である。脂肪はすべて主のものである。

17 「『あなたがたは脂肪も血も一切食べてはならない。これは、あなたがたのすべての住まいで、代々にわたっての永遠の掟である。』」

4

1 主はモーセに語って言われた。

2 「イスラエルの子らに語って言いなさい。『もしだれかが、主がしてはならないと命じられたことのどれかを行って、意図せずに罪を犯したなら、

3 もし油注がれた祭司が罪を犯して民に罪過をもたらしたなら、自分が犯した罪のために、傷のない若い牛を贖罪のささげ物として主にささげなければならない。』

4 彼はその牛を主の前、会見の天幕の入り口に連れて来て、牛の頭に手を置き、主の前でその牛を屠らなければならない。

5 油注がれた祭司はその牛の血の一部を取り、会見の天幕の中に持って行かなければならない。

6 祭司は指を血に浸し、主の前、すなわち聖所の垂れ幕の前で、血の一部を七度振りかけなければならない。

7 祭司はその血の一部を、会見の天幕の中にある主の前の香りのよい香の祭壇の角に塗らなければならない。そして牛の残りの血をすべて、会見の天幕の入り口にある全焼のささげ物の祭壇の土台に注ぎ出さなければならない。

8 彼は贖罪のささげ物である牛からすべての脂肪を取り外さなければならない。すなわち、内臓を覆う脂肪と、内臓についているすべての脂肪、

9 二つの腎臓と、腰のあたりにあるそれらの上の脂肪、および腎臓と一緒に取り外す肝臓の覆いである。

10 和解のいけにえの牛から取り外されるのと同じように、これらを取り外さなければならない。祭司はそれらを全焼のささげ物の祭壇の上で燃やさなければならない。

11 その牛の皮、すべての肉、頭、足、内臓、糞、

12 すなわち牛の残りのすべての部分は、宿営の外の子よい場所、灰を捨てる場所に運び出し、薪の上の火で燃やさなければならない。それは灰を捨てる場所で燃やさなければならない。

13 「『もしイスラエルの全会衆が罪を犯し、そのことが集会の目から隠されており、主がしてはならないと命じられたことのどれかを行って罪過がある場合、

14 彼らが犯した罪が知られるようになったとき、集会は贖罪のささげ物として若い牛をささげ、それを会見の天幕の前に連れて来なければならない。

15 会衆の長老たちは、主の前でそ

の牛の頭に手を置かなければならない。そしてその牛は主の前で屠られなければならない。

16 油注がれた祭司はその牛の血の一部を、会見の天幕の中に持って行かなければならない。

17 祭司は指を血に浸し、主の前、垂れ幕の前で、それを七度振りかけなければならない。

18 彼はその血の一部を、会見の天幕の中にある主の前の祭壇の角に塗らなければならない。そして残りの血をすべて、会見の天幕の入り口にある全焼のささげ物の祭壇の土台に注ぎ出さなければならない。

19 彼はそこからすべての脂肪を取り外し、祭壇の上で燃やさなければならない。

20 彼はこの牛を、贖罪のささげ物の牛にしたのと同じようにしなければならない。これにもそのようにしなければならない。祭司が彼らのために贖罪を行うなら、彼らは赦される。

21 彼はその牛を宿営の外に運び出し、最初の牛を燃やしたようにそれを燃やさなければならない。これは集会のための贖罪のささげ物である。

22 「『指導者が罪を犯し、彼の神、主がしてはならないと命じられたすべてのことのどれかを意図せずに行って罪過がある場合、

23 自分が犯した罪を知らされたなら、彼は自分のささげ物として、傷のない雄山羊を持って来なければならない。

24 彼はその山羊の頭に手を置き、主の前で全焼のささげ物を屠る場所でそれを屠らなければならない。これは贖罪のささげ物である。

25 祭司は贖罪のささげ物の血の一部を指に取り、全焼のささげ物の祭壇の角に塗らなければならない。残りの血は全焼のささげ物の祭壇の土

台に注ぎ出さなければならない。

26 そのすべての脂肪は、和解のいけにえの脂肪のように、祭壇の上で燃やさなければならない。祭司が彼の罪について彼のために贖罪を行うなら、彼は赦される。

27 「『もし一般の民のだれかが、主がしてはならないと命じられたことのどれかを行って、意図せず罪を犯し、罪過があり、

28 自分が犯した罪を知らされたなら、彼は自分が犯した罪のために、自分のささげ物として傷のない雌山羊を持って来なければならない。

29 彼はその贖罪のささげ物の頭に手を置き、全焼のささげ物をささげる場所でその贖罪のささげ物を屠らなければならない。

30 祭司はその血の一部を指に取り、全焼のささげ物の祭壇の角に塗らなければならない。そして残りの血をすべて祭壇の土台に注ぎ出さなければならない。

31 そのすべての脂肪は、和解のいけにえから脂肪が取り外されるように取り外さなければならない。祭司はそれを主への心地よい香りとして祭壇の上で燃やさなければならない。祭司が彼のために贖罪を行うなら、彼は赦される。

32 「『もし彼が贖罪のささげ物として子羊を持って来るなら、傷のない雌を持って来なければならない。

33 彼はその贖罪のささげ物の頭に手を置き、全焼のささげ物を屠る場所で、それを贖罪のささげ物として屠らなければならない。

34 祭司は贖罪のささげ物の血の一部を指に取り、全焼のささげ物の祭壇の角に塗らなければならない。残りの血はすべて祭壇の土台に注ぎ出さなければならない。

35 和解のいけにえから子羊の脂肪が取り外されるように、そのすべての脂肪を取り外さなければならない。祭司は主への火によるささげ物の上で、それらを祭壇の上で燃やさなければならない。祭司が彼の犯した罪について彼のために贖罪を行うなら、彼は赦される。』」

5

1 「『もしだれかが証人であり、見たことや知っていることがあるのに、証言を求める公の誓告を聞きながら報告せずに罪を犯したなら、その人は自分の咎を負わなければならない。』

2 「『また、もしだれかが汚れたもの、すなわち汚れた野生動物の死骸、汚れた家畜の死骸、あるいは汚れた這うものの死骸に触れ、それが彼に隠されていて、彼が汚れたなら、その人は有罪である。』

3 「『また、もし彼が、人が汚れるどのような人の汚れであれ、それに触れ、それが彼に隠されていたが、後でそれを知ったなら、その人は有罪である。』

4 「『また、もしだれかが、悪いことをするにも良いことをするにも、人が誓いをもって軽率に口にするようななどのようなことであれ、唇で軽率に誓い、それが彼に隠されていたが、後でそれを知ったなら、その人はこれらのいずれかにおいて有罪となる。』

5 これらのいずれかにおいて有罪となったときは、その犯した罪を告白しなければならない。』

6 そして、自分が犯した罪のために、主への代償のささげ物として、羊の群れから雌、すなわち子羊または山羊を、贖罪のささげ物として持って来なければならない。祭司は彼の罪について彼のために贖罪を行わなければならない。』

7 「『もし子羊を手に入れる余裕がないなら、自分が犯した罪のための代償のささげ物として、二羽の山鳩または二羽の家鳩の雛を主のもとに持って来なければならない。一羽は贖罪のささげ物、もう一羽は全焼のささげ物である。

8 彼はそれらを祭司のもとに持って行かなければならない。祭司はまず贖罪のささげ物となる一羽をささげなければならない。彼はその首のところから頭をねじり切らなければならない。ただし完全に切り離してはならない。

9 彼は贖罪のささげ物の血の一部を祭壇の側面に振りかけなければならない。残りの血は祭壇の土台に絞り出されなければならない。これは贖罪のささげ物である。

10 二羽目は定めに従って全焼のささげ物としてささげなければならない。祭司が彼の犯した罪について彼のために贖罪を行うなら、彼は赦される。

11 「『もし二羽の山鳩も二羽の家鳩の雛も手に入れる余裕がないなら、自分が犯した罪のためのささげ物として、十分の一エパ*の上質の小麦粉を贖罪のささげ物として持って来なければならない。これに油をかけてはならず、乳香を添えてもならない。これは贖罪のささげ物だからである。

12 彼はそれを祭司のもとに持って行かなければならない。祭司は記念の部分として一握み取り、主への火によるささげ物の上で、それを祭壇の上で燃やさなければならない。これは贖罪のささげ物である。

13 これらのことのいずれかにおいて彼が犯した罪について、祭司が彼のために贖罪を行うなら、

* 5:11 5:11 一エパは約22リットル、または約3分の2ブッシェルである。

彼は赦される。残りは穀物のささげ物のように、祭司のものとなる。』」

14 主はモーセに語って言われた。

15 「もしだれかが主の聖なるものについて背信の罪を犯し、意図せずに罪を犯したなら、その人は羊の群れから傷のない雄羊一頭を、主への代償のささげ物として持って来なければならない。その価値は、あなたの評価額に従い、聖所のシェケル[†]による銀でなければならない。これが代償のささげ物である。

16 彼は聖なるものに関して犯した罪を償い、それにその五分の一を加算して祭司に渡さなければならない。祭司が代償のささげ物の雄羊で彼のために贖罪を行うなら、彼は赦される。

17 「もしだれかが罪を犯し、主がしてはならないと命じられたことのいずれかを行い、それを知らなかったとしても、その人は有罪であり、その咎を負わなければならない。

18 彼は羊の群れから傷のない雄羊を、あなたの評価額に従って代償のささげ物として祭司のもとに持って来なければならない。祭司は彼が気づかずに犯し、知らなかったことについて、彼のために贖罪を行わなければならない。そうすれば彼は赦される。

19 これは代償のささげ物である。
彼は主の前で確かに有罪である。」

6

1 主はモーセに語って言われた。

2 「もしだれかが罪を犯し、主に対して背信の罪を犯し、預かり物、取引、強奪の件で隣人を欺いたり、隣人をしいたげたり、

[†] 5:15 5:15 —シェケルは約10グラム、または約0.35オンスである。

³ または失くした物を見つけたのにそれについて嘘をつき、偽って誓うなど、人が行って罪となるこれらのことのいずれかを行ったなら、

⁴ そのように罪を犯して有罪となったなら、彼は強奪したもの、しいたげて得たもの、預けられたもの、または彼が見つけた失くした物を返還しなければならない。

⁵ あるいは、偽って誓ったものすべてについて、その全額を返還し、さらにその五分の一を加えなければならない。有罪とされる日に、それを本来の持ち主に返還しなければならない。

⁶ 彼は主への代償のささげ物を祭司のもとに持って来なければならない。すなわち、羊の群れから、あなたの評価額に従う傷のない雄羊を、代償のささげ物として持って来なければならない。

⁷ 祭司が主の前で彼のために贖罪を行うなら、彼が有罪となったどんなことについても赦される。」

⁸ 主はモーセに語って言われた。

⁹ 「アロンとその子らに命じて言いなさい。『全焼のささげ物についての律法は次の通りである。全焼のささげ物は、朝まで一晩中、祭壇の炉の上に置かれ、祭壇の火はその上で燃え続けていなければならない。』

¹⁰ 祭司は亜麻布の衣を身に着け、その身に亜麻布のももひきを着けなければならない。そして祭壇の上で火が全焼のささげ物を焼き尽くした後の灰を取り除き、それを祭壇のそばに置かなければならない。

¹¹ 彼はその衣を脱ぎ、別の衣を着て、その灰を宿営の外きよい場所に運び出さなければならない。

¹² 祭壇の上の火はその上で燃え続けていなければならない。祭司は毎朝そ

の上で薪を燃やし、その上に全焼のささげ物を整えて並べ、その上で和解のいけにえの脂肪を燃やさなければならぬ。

13 火は常に祭壇の上で燃え続けていなければならない。決して消してはならない。

14 「『穀物のささげ物についての律法は次の通りである。アロンの子らはそれを、主の前、祭壇の前にささげなければならない。』」

15 祭司はそこから、穀物のささげ物の上質の小麦粉と油を一掴み、また穀物のささげ物の上にあるすべての乳香を取り、その記念の部分として、主への心地よい香りとして祭壇の上で燃やさなければならない。

16 その残りはアロンとその子らが食べなければならない。それはパン種を入れずに、聖なる場所ので食べなければならない。彼らは会見の天幕の庭でそれを食べなければならない。

17 それはパン種を入れて焼いてはならない。わたしはそれを、わたしの火によるささげ物の中から彼らへの分として与えた。それは、贖罪のささげ物や代償のささげ物と同様に、最も聖なるものである。

18 アロンの子らのうちの男子は皆、これを食べなければならない。これは、主への火によるささげ物の中から、あなたがたの代々にわたって永遠に彼らの分となる。それらに触れるものはすべて聖なるものとなる。』」

19 主はモーセに語って言われた。

20 「アロンとその子らが、アロンが油注がれる日に主にささげるささげ物は次の通りである。常供の穀物のささげ物として、十分の一エパ*の上

* 6:20 6:20 一エパは約22リットル、または約3分の2ブッシェルである。

質の小麦粉を、半分は朝に、半分は夕方にささげなさい。

21 それは鉄板の上で油を用いて作られなければならない。油をよく染み込ませてから、それを持って来なければならない。あなたはそれを焼いたものを砕いて、穀物のささげ物として、主への心地よい香りとしてささげなければならない。

22 彼の子らの中から、彼の代わりに油注がれる祭司が、これをささげなければならない。これは永遠の掟であり、それは主のために完全に焼き尽くされなければならない。

23 祭司の穀物のささげ物はすべて、完全に焼き尽くされなければならない。食べてはならない。」

24 主はモーセに語って言われた。

25 「アロンとその子らに語って言いなさい。『贖罪のささげ物についての律法は次の通りである。全焼のささげ物を屠る場所で、贖罪のささげ物を主の前で屠らなければならない。これは最も聖なるものである。』

26 罪のためにそれをささげる祭司が、それを食べなければならない。それは聖なる場所、会見の天幕の庭で食べなければならない。

27 その肉に触れるものはすべて聖なるものとなる。その血が衣服に少しでも振りかけられたなら、あなたはその振りかけられた部分を聖なる場所で洗わなければならない。

28 それを煮た土の器は碎かななければならない。もしそれが青銅の器で煮られたなら、その器は磨き、水ですすがなければならない。

29 祭司の男子は皆、これを食べなければならない。これは最も聖なるものである。

30 しかし、聖所で贖罪を行うために、その血のい

くらかが会見の天幕の中に持ち込まれた贖罪のささげ物は、いっさい食べてはならない。それは火で焼かなければならない。

7

1 「『代償のささげ物についての律法は次の通りである。これは最も聖なるものである。

2 全焼のささげ物を屠る場所で、代償のささげ物を屠らなければならない。その血は祭壇の周圍に振りかけなければならない。

3 彼はそのすべての脂肪をささげなければならない。すなわち、脂尾、内臓を覆う脂肪、

4 二つの腎臓と、腰のあたりにあるそれらの上の脂肪、および腎臓と一緒に取り外す肝臓の覆いである。

5 祭司はそれらを、主への火によるささげ物として祭壇の上で燃やさなければならない。これは代償のささげ物である。

6 祭司の男子は皆、これを食べてもよい。それは聖なる場所で食べなければならない。これは最も聖なるものである。

7 「『贖罪のささげ物も代償のささげ物も同じである。これらには一つの律法がある。それで贖罪を行う祭司がそれを受ける。

8 人のために全焼のささげ物をささげる祭司は、自らささげた全焼のささげ物の皮を自分のものとする。

9 かまどで焼かれたすべての穀物のささげ物と、鍋や鉄板で準備されたすべてのものは、それをささげる祭司のものとなる。

10 すべての穀物のささげ物は、油を混ぜたものでも乾いたものでも、等しくアロンのすべての子らのものとなる。

11 「『人が主にささげる和解のいけにえについての律法は次の通りである。

12 もし感謝のためにそれをささげるなら、感謝のいけにえとともに、油を混ぜた種なしの菓子、油を塗った種なしの薄焼きパン、油を混ぜた菓子をささげなければならない。

13 感謝のための和解のいけにえとともに、パン種を入れたパンの菓子をささげ物としてささげなければならない。

14 その中から、それぞれのささげ物の一つを、主への持ち上げるささげ物としてささげなければならない。それは和解のいけにえの血を振りかける祭司のものとなる。

15 感謝のための和解のいけにえの肉は、それをささげたその日に食べなければならない。その一部でも朝まで残しておいてはならない。

16 「『しかし、もしそのささげ物のいけにえが誓願、または自発的なささげ物であるなら、それは彼がいけにえをささげたその日に食べなければならない。次の日にもその残りを食べてもよい。

17 しかし、三日目に残っているいけにえの肉は、火で焼かなければならない。

18 もし彼の和解のいけにえの肉が三日目に少しでも食べられるなら、それは受け入れられず、それをささげた者のために認められない。それは忌むべきものとなり、それを食べる者はその咎を負う。

19 「『汚れたものに触れた肉は食べてはならない。それは火で焼かなければならない。肉については、きよい者は皆それを食べてもよい。

20 しかし、自分の汚れを身に帯びたままで、主に属する和解のいけにえの肉を食べる者は、その民から断たれなければならない。

21 もしだれかが汚れたもの、すなわち人の汚れ、あるいは汚れた動物、あるいはどんな汚れた忌むべきものにでも触れ、主に属する和解のいけにえの肉をいくらかでも食べるなら、その者は自分の民から断たれなければならない。』」

22 主はモーセに語って言われた。

23 「イスラエルの子らに語って言いなさい。

『牛、羊、山羊の脂肪は一切食べてはならない。

24 自然に死んだ動物の脂肪や、野獣に引き裂かれた動物の脂肪は、他のどんな用途に使ってもよいが、決して食べてはならない。

25 人が主への火によるささげ物としてささげる動物の脂肪を食べる者はだれでも、それを食べるその者は自分の民から断たれるからである。

26 あなたがたはどの住まいにおいても、鳥であれ動物であれ、いつさいの血を食べてはならない。

27 血を食べる者はだれでも、その者は自分の民から断たれる。』」

28 主はモーセに語って言われた。

29 「イスラエルの子らに語って言いなさい。

『主に和解のいけにえをささげる者は、その和解のいけにえの中から主へのささげ物を持って来なければならない。

30 彼は自分自身の手で、主への火によるささげ物を持って来なければならない。

胸を主の前で揺り動かすささげ物として揺り動かすために、その胸と一緒に脂肪を持って来なければならない。

31 祭司はその脂肪を祭壇の上で燃やさなければならない。しかしその胸はアロンとその子らのものとなる。

32 あなたがたは和解のいけにえの中から、右のものを持ち上げるささげ物として祭司に与えなければならない。

³³ アロンの子らのうち、和解のいけにえの血と脂肪をささげる者が、右のももを自分の分として受け取る。

³⁴ わたしはイスラエルの子らの和解のいけにえの中から、揺り動かされた胸と持ち上げられたももを取り、それを永遠の分として、イスラエルの子らから祭司アロンとその子らに与えたからである。』」

³⁵ これは、彼らを主に祭司として仕えさせるために差し出した日に、主への火によるささげ物の中からアロンに聖別された分と、その子らに聖別された分である。

³⁶ それは、主が彼らに油を注がれた日に、イスラエルの子らから彼らに与えるよう主が命じられたものである。これは代々にわたって彼らの永遠の分である。

³⁷ 以上が、全焼のささげ物、穀物のささげ物、贖罪のささげ物、代償のささげ物、任職、そして和解のいけにえについての律法である。

³⁸ これは、シナイの荒野でイスラエルの子らに主へのささげ物をささげるよう命じられた日に、主がシナイ山でモーセに命じられたものである。

8

¹ 主はモーセに語って言われた。

² 「アロンと、彼と共にいるその子ら、衣服、注ぎ油、贖罪のささげ物となる牛、二頭の雄羊、種なしパンの籠を取りなさい。

³ そして全会衆を会見の天幕の入り口に集めなさい。」

⁴ モーセは主が彼に命じられた通りに行った。そして会衆は会見の天幕の入り口に集められた。

⁵ モーセは会衆に言った。「これが、行うように主が命じられたことである。」

6 モーセはアロンとその子らを連れて来て、水で彼らを洗った。

7 彼はアロンに長服を着せ、飾り帯を締め、上着を着せ、エポデをその上に置き、エポデの巧みに織られた帯を締めて、それによって彼に固定した。

8 彼はその上に胸当てを置き、その胸当ての中にウリムとトンミムを入れた。

9 彼はその頭にターバンをかぶらせた。主がモーセに命じられた通りに、ターバンの前面に金の札、すなわち聖なる冠を付けた。

10 モーセは注ぎ油を取り、幕屋とその中にあるすべてのものに油を注いで、それらを聖別した。

11 彼はそれを祭壇に七度振りかけ、祭壇とすべての器具、また洗盤とその台に油を注いで、それらを聖別した。

12 彼は注ぎ油の一部をアロンの頭に注ぎ、彼に油を注いで、彼を聖別した。

13 モーセは主がモーセに命じられた通りに、アロンの子らを連れて来て、長服を着せ、飾り帯を締め、頭帯をかぶらせた。

14 彼は贖罪のささげ物の牛を連れて来た。アロンとその子らは、贖罪のささげ物の牛の頭に手を置いた。

15 彼はそれを屠った。モーセはその血を取り、指で祭壇の角の周囲にそれを塗って祭壇をきよめ、その血を祭壇の土台に注ぎ出して、それを聖別し、そのために贖罪を行った。

16 彼は内臓についているすべての脂肪と、肝臓の覆い、二つの腎臓とその脂肪を取り、モーセはそれを祭壇の上で燃やした。

17 しかし、その牛、すなわちその皮、肉、そして糞は、主がモーセに命じられた通りに、宿

宮の外で火で焼いた。

18 彼は全焼のささげ物の雄羊をささげた。アロンとその子らはその雄羊の頭に手を置いた。

19 彼はそれを屠り、モーセはその血を祭壇の周圍に振りかけた。

20 彼は雄羊を切り分け、モーセは頭と切り分けた肉と脂肪を燃やした。

21 彼は内臓と足を水で洗った。そしてモーセは雄羊全体を祭壇の上で燃やした。これは心地よい香りのための全焼のささげ物であり、主への火によるささげ物であった。主がモーセに命じられた通りである。

22 彼はもう一頭の雄羊、すなわち任職の雄羊をささげた。アロンとその子らはその雄羊の頭に手を置いた。

23 彼はそれを屠り、モーセはその血の一部を取って、アロンの右の耳たぶと、右手の親指と、右足の親指に塗った。

24 彼はアロンの子らを連れて来た。モーセはその血の一部を彼らの右の耳たぶと、右手の親指と、右足の親指に塗った。そしてモーセはその血を祭壇の周圍に振りかけた。

25 彼は脂肪、脂尾、内臓についているすべての脂肪、肝臓の覆い、二つの腎臓とその脂肪、および右のももを取った。

26 また、主の前にある種なしパンの籠から、種なしの菓子の一つ、油を塗ったパンの菓子の一つ、薄焼きパンの一つを取り出し、それらを脂肪と右のももの上に置いた。

27 彼はこれらすべてをアロンの手に、そしてその子らの手に渡し、主の前で揺り動かすささげ物として揺り動かした。

28 モーセは彼らの手からそれらを受け取り、祭

壇の上の全焼のささげ物の上で燃やした。これらは心地よい香りのための任職のささげ物であった。それは主への火によるささげ物であった。

²⁹ モーセは胸を取り、主の前で揺り動かすささげ物として揺り動かした。主がモーセに命じられた通り、それは任職の雄羊からのモーセの分であった。

³⁰ モーセは注ぎ油の一部と、祭壇の上にある血の一部を取り、アロンとその衣服、また彼と共にいるその子らとその衣服に振りかけ、アロンとその衣服、彼と共にいるその子らとその衣服を聖別した。

³¹ モーセはアロンとその子らに言った。「会見の天幕の入り口で肉を煮なさい。そして、そこでその肉と、任職の籠の中にあるパンを食べなさい。『アロンとその子らがそれを食べなければならない』と私が命じた通りに。」

³² 肉とパンの残りは火で焼かなければならない。

³³ あなたがたの任職の日々が満ちるまで、七日間、会見の天幕の入り口から出てはならない。あなたがたの任職は七日間かけて行われるからである。

³⁴ 今日行われたことは、あなたがたのために贖罪を行うよう主が命じられたことである。

³⁵ あなたがたは七日間、昼も夜も会見の天幕の入り口にとどまり、死ぬことがないように主の命令を守らなければならない。私はそのように命じられているからである。」

³⁶ アロンとその子らは、主がモーセを通して命じられたすべてのことを行った。

9

¹ 八日目に、モーセはアロンとその子ら、そしてイスラエルの長老たちを呼び寄せた。

2 そしてアロンに言った。「贖罪のささげ物として牛の群れから子牛を、全焼のささげ物として雄羊を、傷のないものとして取り、主の前にささげなさい。

3 またイスラエルの子らに語って言いなさい。『贖罪のささげ物として雄山羊を、全焼のささげ物として、いずれも一歳の傷のない子牛と子羊を取りなさい。

4 また和解のいけにえとして、主の前でいけにえをささげるために雄牛と雄羊を、そして油を混ぜた穀物のささげ物を取りなさい。今日、主があなたがたに現れるからである。』」

5 彼らはモーセが命じたものを会見の天幕の前に持って来た。全会衆が近づき、主の前に立った。

6 モーセは言った。「これは、あなたがたが行うように主が命じられたことである。そうすれば、主の栄光があなたがたに現れる。」

7 モーセはアロンに言った。「祭壇に近づき、あなたの贖罪のささげ物と全焼のささげ物をささげて、あなた自身と民のために贖罪を行いなさい。そして、主が命じられた通りに、民のささげ物をささげて、彼らのために贖罪を行いなさい。」

8 そこでアロンは祭壇に近づき、自分自身のための贖罪のささげ物である子牛を屠った。

9 アロンの子らは彼に血を差し出した。彼は指を血に浸し、それを祭壇の角に塗り、残りの血を祭壇の土台に注ぎ出した。

10 しかし、贖罪のささげ物の脂肪と、腎臓と、肝臓の覆いは、主がモーセに命じられた通りに祭壇の上で燃やした。

11 肉と皮は宿営の外で火で焼いた。

12 彼は全焼のささげ物を屠った。アロンの子らは彼に血を渡し、彼はそれを祭壇の周囲に振りかけた。

13 彼らは全焼のささげ物を、切り分けた部分ごとに、また頭を彼に渡した。彼はそれらを祭壇の上で燃やした。

14 彼は内臓と足を洗い、祭壇の上の全焼のささげ物の上でそれらを燃やした。

15 彼は民のささげ物をささげた。民のための贖罪のささげ物の山羊を取り、それを屠り、最初のものと同じように罪のためにそれをささげた。

16 彼は全焼のささげ物をささげ、定めに従ってそれをささげた。

17 彼は穀物のささげ物をささげ、そこから手いっぱいに取り、朝の全焼のささげ物に加えて祭壇の上でそれを燃やした。

18 彼はまた、民のための和解のいけにえである雄牛と雄羊を屠った。アロンの子らは彼に血を渡し、彼はそれを祭壇の周囲に振りかけた。

19 雄牛と雄羊の脂肪、すなわち脂尾、内臓を覆うもの、腎臓、そして肝臓の覆い、

20 彼らはその脂肪を胸の上に置き、彼はその脂肪を祭壇の上で燃やした。

21 モーセが命じた通り、アロンは胸と右のものを主の前で揺り動かすささげ物として揺り動かしした。

22 アロンは民に向かって両手を上げて彼らを祝福した。そして贖罪のささげ物、全焼のささげ物、和解のいけにえをささげ終えて降りて来た。

23 モーセとアロンは会見の天幕に入り、そして出て来て民を祝福した。すると主の栄光がすべての民に現れた。

24 主の前から火が出て、祭壇の上の全焼のささ

げ物と脂肪を焼き尽くした。すべての民はこれを見て叫び声を上げ、ひれ伏した。

10

¹ アロンの子であるナダブとアビフは、それぞれ自分の香炉を取り、その中に火を入れ、その上に香を置き、主が彼らに命じておられない異なる火を主の前にささげた。

² すると、主の前から火が出て彼らを焼き尽くし、彼らは主の前で死んだ。

³ そこでモーセはアロンに言った。「これは、主が語られたことである。主はこう言われた。

『わたしに近づく者たちに対して、わたしは自らを聖なる者として示し、すべての民の前で、わたしは栄光を受ける。』」

アロンは黙っていた。

⁴ モーセはアロンの叔父ウジエルの子ら、ミシャエルとエルツアフアンを呼び寄せ、彼らに言った。「近づきなさい。そしてあなたがたの兄弟たちを聖所の前から宿営の外へ運び出ささい。」

⁵ 彼らは近づき、モーセが言ったように、長服を着せたまま彼らを宿営の外へ運び出した。

⁶ モーセはアロンと、その子であるエルアザルとイタマルに言った。「あなたがたの頭髪を乱してはならず、衣を引き裂いてはならない。あなたがたが死なないため、また主が全会衆に対して怒られないためである。しかし、あなたがたの兄弟であるイスラエルの全家は、主が燃え上がらせたこの火のゆえに泣き悲しみなさい。

⁷ あなたがたが死なないために、会見の天幕の入り口から出てはならない。主の注ぎ油があな

たがたの上にあるからである。」彼らはモーセの言葉の通りにした。

⁸そして主はアロンに言われた。

⁹「あなたとあなたと共にいる子らが会見の天幕に入るときには、ぶどう酒や強い酒を飲んではならない。あなたがたが死なないためである。これは代々にわたる永遠の掟である。

¹⁰あなたがたは聖なるものと俗なるもの、汚れたものときよいものを区別しなければならない。

¹¹また、あなたがたは、主がモーセを通してイスラエルの子らに語られたすべての掟を、彼らに教えるなければならない。」

¹²モーセはアロンと、残された子であるエルアザルとイタマルに言った。「主への火によるささげ物のうち、残っている穀物のささげ物を取り、祭壇のそばでパン種を入れずに食べなさい。それは最も聖なるものだからである。

¹³あなたがたはそれを聖なる場所で食べなければならない。それは主への火によるささげ物の中からの、あなたとあなたの子らの分だからである。私はそのように命じられている。

¹⁴また揺り動かされた胸と持ち上げられたもものは、きよい場所で食べなければならない。あなたと、あなたと共にいる息子たちと娘たちも食べることができる。これらは、イスラエルの子らの和解のいけにえから、あなたとあなたの子らの分として与えられているからである。

¹⁵彼らは、火によるささげ物である脂肪とともに、持ち上げられたもものと揺り動かされた胸を持って来て、主の前で揺り動かすささげ物として揺り動かさなければならない。主が命じられた通り、それはあなたとあなたと共にいる子らの永遠の分となる。」

16 モーセは贖罪のささげ物である山羊について念入りに尋ねたが、見よ、それはすでに焼かれていた。彼はアロンの残された子であるエルアザルとイタマルに対して怒り、言った。

17 「なぜあなたがたは聖所の場所で、贖罪のささげ物を食べなかったのか。それは最も聖なるものであり、会衆の咎を負うため、また主の前で彼らのために贖罪を行うために、あなたがたに与えられたものではないか。

18 見よ、その血は聖所の内側に持ち込まれなかった。私が命じた通りに、あなたがたは必ずそれを聖所で食べるべきであった。」

19 アロンはモーセに言った。「見よ、今日彼らは主の前に贖罪のささげ物と全焼のささげ物をささげましたが、このようなことが私の身に起こりました。もし私が今日、贖罪のささげ物を食べていたら、それは主の目にかなうことであつたでしょうか。」

20 モーセはそれを聞いて、それをよしとした。

11

1 主はモーセとアロンに語って言われた。

2 「イスラエルの子らに語って言いなさい。『地上のすべての動物のうち、あなたがたが食べてもよい生き物は次のとおりである。

3 動物のうち、ひづめが分かれ、ひづめが完全に割れており、反すうするものはすべて食べてもよい。

4 『ただし、反すうするもの、あるいはひづめが分かれているもののうち、これらは食べてはならない。ラクダは反すうするが、ひづめが分かれていないため、あなたがたには汚れたものである。』

5 ハイラックス*は反すうするが、ひづめが分かれていないため、あなたがたには汚れたものである。

6 野うさぎは反すうするが、ひづめが分かれていないため、あなたがたには汚れたものである。

7 豚は、ひづめが分かれ、完全に割れているが、反すうしないため、あなたがたには汚れたものである。

8 あなたがたはこれらの肉を食べてはならない。その死骸に触れてはならない。これらはあなたがたには汚れたものである。

9 『水の中にいるすべてのもののうち、これらは食べてもよい。水の中、すなわち海や川にいるもののうち、ひれとうろこがあるものはすべて食べてよい。

10 海や川にいて、ひれとうろこがないもの、すなわち水の中で動くすべてのもの、水の中にいるすべての生き物は、あなたがたには忌まわしいものである。

11 あなたがたはそれらを忌み嫌わなければならない。その肉を食べてはならない。その死骸を忌み嫌わなければならない。

12 水の中にいて、ひれとうろこがないものはすべて、あなたがたには忌まわしいものである。

13 『鳥のうち、これらを忌み嫌わなければならない。これらは忌まわしいものなので食べてはならない。すなわち、鷲、はげわし、黒はげわし、

14 赤とび、あらゆる種類の黒とび、

15 あらゆる種類のからす、

16 ワシミミズク、コノハズク、かもめ、あらゆる種類の鷹、

17 小ふくろう、鶺鴒、大ふくろう、

18 白ふくろう、荒野のふくろう、みさご、

* 11:5 11:5 または岩アナグマ、またはコニー。

19 こうのとりのとり、あらゆる種類のさぎ、やつがしら、こうもりである。

20 『四つ足で歩く羽のある昆虫はすべて、あなたがたには忌まわしいものである。

21 しかし、四つ足で歩く羽のあるこのものうち、地上を跳ねるための関節のある長い足を持つものは食べてもよい。

22 これらのうち、食べてもよいものは次のとおりである。あらゆる種類のいなご、あらゆる種類のキリギリス、あらゆる種類のこおろぎ、あらゆる種類のばったである。

23 しかし、四つの足を持つその他の羽のあるこのものはすべて、あなたがたには忌まわしいものである。

24 『以下のものによって、あなたがたは汚れる。これらの死骸に触れる者はだれでも、夕方まで汚れる。

25 これらの死骸の一部でも運ぶ者は、自分の衣服を洗わなければならない。その者は夕方まで汚れる。

26 『ひづめが分かれているが完全に割れていない動物、または反すうしないすべての動物は、あなたがたには汚れたものである。これらに触れる者はだれでも汚れる。

27 四つ足で歩くすべての動物のうち、足の裏で歩くものはすべて、あなたがたには汚れたものである。その死骸に触れる者はだれでも、夕方まで汚れる。

28 その死骸を運ぶ者は、自分の衣服を洗わなければならない。その者は夕方まで汚れる。これらはあなたがたには汚れたものである。

29 『地上を這うものうち、あなたがたに汚れたものは次のとおりである。いたち、ねずみ、あらゆる種類の大きなとかげ、

30 やもり、おおとかげ、壁とかげ、すきんく、カメレオンである。

31 言うすべてのもののうち、これらはあなたがたには汚れたものである。これらが死んだときに触れる者はだれでも、夕方まで汚れる。

32 これらが死んで何かの上に落ちた場合、それはすべて汚れる。それが木の器であれ、衣服、皮、袋であれ、仕事に使われるどんな器であっても、水に入れなければならない。それは夕方まで汚れ、その後きよくなる。

33 これらのいずれかが土の器の中に落ちたなら、その中にあるものはすべて汚れる。あなたがたはその器を碎かなければならない。

34 食べることのできる食物で、水に浸されたものはすべて汚れる。そのような器の中で飲むことのできる飲み物もすべて汚れる。

35 これらの死骸の一部が落ちたものはすべて汚れる。それがかまどであれ、鍋を置く台であれ、打ち碎かなければならない。これらは汚れたものであり、あなたがたにとっても汚れたものとなる。

36 しかし、泉や水が集められた水ためはきよいままである。ただし、その死骸に触れるものは汚れる。

37 これらの死骸の一部が、これから蒔かれる種の上に落ちて、それはきよい。

38 しかし、水が種にかけられており、その上にこれらの死骸の一部が落ちたなら、それはあなたがたには汚れたものである。

39 『あなたがたが食べてもよい動物が死んだ場合、その死骸に触れる者は夕方まで汚れる。

40 その死骸を食べる者は自分の衣服を洗わなければならない。その者は夕方まで汚れる。その死骸を運ぶ者も自分の衣服を洗わなければならない。

い。その者は夕方まで汚れる。

⁴¹『地上を這うすべてのものは忌まわしい。それは食べてはならない。

⁴²腹ばいで進むもの、四つ足で歩くもの、多くの足を持つものなど、地上を這うすべてのものを食べてはならない。それらは忌まわしいからである。

⁴³這うどんな生き物によっても、自分自身を忌まわしいものにしてはならない。それらによって自分を汚し、汚された者となってはならない。

⁴⁴わたしはあなたがたの神、主だからである。それゆえ、自分自身を聖別し、聖なる者となりなさい。わたしは聖なる者だからである。地上を動くどんな這うものによっても、自分自身を汚してはならない。

⁴⁵わたしはあなたがたの神となるために、エジプトの地からあなたがたを導き上った主である。それゆえ、あなたがたは聖なる者となりなさい。わたしは聖なる者だからである。』

⁴⁶これが、動物、鳥、水の中を動くすべての生き物、そして地上を這うすべての生き物についての律法であり、

⁴⁷汚れたものときよいもの、食べられる生き物と食べられない生き物を区別するためのものである。』

12

¹主はモーセに語って言われた。

²「イスラエルの子らに語って言いなさい。『もし女が身ごもり、男の子を産んだなら、彼女は七日間汚れる。月経の期間と同じように汚れる。』

³八日目に、その子の包皮の肉に割礼を施さなければならない。

4 彼女は清めの血の期間として三十三日間とどまらなければならない。彼女の清めの日々が満ちるまで、聖なるものにいっさい触れてはならず、聖所に入ってもならない。

5 しかし、もし女の子を産んだなら、月経のときのように二週間汚れる。彼女は清めの血の期間として六十六日間とどまらなければならない。

6 『息子あるいは娘のための清めの日々が満ちたとき、彼女は全焼のささげ物として一歳の子羊と、贖罪のささげ物として家鳩の雛あるいは山鳩を、会見の天幕の入り口にいる祭司のところに持って来なければならない。

7 祭司はそれを主の前にささげ、彼女のために贖罪を行わなければならない。そうすれば、彼女はその出血の源からきよくなる。

これが、男の子であれ女の子であれ、子を産んだ女についての律法である。

8 もし子羊を手に入れる余裕がないなら、二羽の山鳩か二羽の家鳩の雛を取りなさい。一羽は全焼のささげ物、もう一羽は贖罪のささげ物とする。祭司は彼女のために贖罪を行わなければならない。そうすれば彼女はきよくなる。』

13

1 主はモーセとアロンに語って言われた。

2 「人が自分の体の皮膚に腫れ物、かさぶた、あるいは光る斑点ができ、それが体の皮膚で規定の病の患部となったなら、その人を祭司アロンか、その子らである祭司の一人のところに連れて来なければならない。

3 祭司は体の皮膚にある患部を調べなければならない。患部の毛が白く変わり、患部の見た目が体の皮膚より深くなっているなら、そ

れは規定の病の患部である。祭司は彼を調べて、彼を汚れていると宣言しなければならない。

⁴もし彼の体の皮膚にある光る斑点が白く、その見た目が皮膚より深くなく、その毛が白く変わっていないなら、祭司は患部のあるその人を七日間隔離しなければならない。

⁵祭司は七日目に彼を調べなければならない。見よ、祭司の目に患部がとどまっており、患部が皮膚に広がっていないなら、祭司は彼をさらに七日間隔離しなければならない。

⁶祭司は七日目に彼を再び調べなければならない。見よ、患部が薄くなり、患部が皮膚に広がっていないなら、祭司は彼をきよいと宣言しなければならない。それはかさぶたである。彼は自分の衣服を洗わなければならない。そうすればきよくなる。

⁷しかし、清めのために祭司に自分を見せた後で、そのかさぶたが皮膚に広がるなら、彼は再び祭司に自分を見せなければならない。

⁸祭司は彼を調べなければならない。見よ、もしそのかさぶたが皮膚に広がっているなら、祭司は彼を汚れていると宣言しなければならない。それは規定の病である。

⁹規定の病の患部が人にある場合、その人を祭司のところに連れて来なければならない。

¹⁰祭司は彼を調べなければならない。見よ、皮膚に白い腫れ物があり、それが毛を白く変え、腫れ物の中に生肉ができているなら、

¹¹それは彼の体の皮膚にある慢性の規定の病である。祭司は彼を汚れていると宣言しなければならない。彼を隔離してはならない。彼はすでに汚れているからである。

¹²もし規定の病が皮膚の至るところに広がり、祭

司が見る限り、規定の病が患部のあるその人の頭から足に至るまで皮膚の全面を覆っているなら、

13 祭司は彼を調べなければならない。見よ、規定の病が彼の全身を覆っているなら、祭司はその患部について彼をきよいと宣言しなければならない。それはすべて白く変わっているので、彼はきよい。

14 しかし、生肉が彼に現れたときはいつでも、彼は汚れる。

15 祭司はその生肉を調べ、彼を汚れていると宣言しなければならない。生肉は汚れている。それは規定の病である。

16 あるいは、生肉が再び変化して白く変わったなら、彼は祭司のところに来なければならない。

17 祭司は彼を調べなければならない。見よ、患部が白く変わっているなら、祭司はその患部について彼をきよいと宣言しなければならない。彼はきよい。

18 体の皮膚に腫れ物ができ、それが癒え、

19 腫れ物があつた場所に白い腫れ物、あるいは赤みがかつた白い光る斑点ができたなら、それを祭司に見せなければならない。

20 祭司はそれを調べなければならない。見よ、その見た目が皮膚より深く、その毛が白く変わっているなら、祭司は彼を汚れていると宣言しなければならない。それは規定の病の患部である。それは腫れ物の中に発生したのである。

21 しかし、祭司がそれを調べ、見よ、そこに白い毛がなく、皮膚より深くなく薄くなっているなら、祭司は彼を七日間隔離しなければならない。

22 もしそれが皮膚に広がっているなら、祭司は彼を汚れていると宣言しなければならない。それは患部である。

23 しかし、その光る斑点がそこにとどまり、広がっていないなら、それは腫れ物の跡である。祭司は彼をきよいと宣言しなければならない。

24 あるいは、体の皮膚に火によるやけどがあり、やけどの生肉が赤みがかった白い、あるいは白い光る斑点になったなら、

25 祭司はそれを調べなければならない。見よ、光る斑点の毛が白く変わり、その見た目が皮膚より深くなっているなら、それは規定の病である。それはやけどの中に発生したのである。祭司は彼を汚れていると宣言しなければならない。それは規定の病の患部である。

26 しかし、祭司がそれを調べ、見よ、光る斑点の中に白い毛がなく、皮膚より深くなく薄くなっているなら、祭司は彼を七日間隔離しなければならない。

27 祭司は七日目に彼を調べなければならない。もしそれが皮膚に広がっているなら、祭司は彼を汚れていると宣言しなければならない。それは規定の病の患部である。

28 もし光る斑点がそこにとどまり、皮膚に広がっておらず、薄くなっているなら、それはやけどによる腫れ物である。祭司は彼をきよいと宣言しなければならない。それはやけどの跡だからである。

29 男または女の頭あるいはひげに患部がある場合、

30 祭司はその患部を調べなければならない。見よ、その見た目が皮膚より深く、その毛が黄色く細くなっているなら、祭司はその者を汚れていると宣言しなければならない。それはかゆみである。それは頭あるいはひげの規定の病である。

31 祭司がそのかゆみの患部を調べ、見よ、その見た目が皮膚より深くなく、そこに黒い毛がない

なら、祭司はかゆみの患部があるその者を七日間隔離しなければならない。

32 七日目に祭司は患部を調べなければならない。見よ、かゆみが広がっておらず、そこに黄色い毛がなく、かゆみの見た目が皮膚より深くないなら、

33 その者は毛を剃らなければならない。ただし、かゆみのところを剃ってはならない。それから祭司はかゆみのある者をさらに七日間隔離しなければならない。

34 七日目に、祭司はかゆみを調べなければならない。見よ、かゆみが皮膚に広がっておらず、その見た目が皮膚より深くないなら、祭司は彼をきよいと宣言しなければならない。彼は自分の衣服を洗わなければならない。そうすればきよくなる。

35 しかし、彼がきよくされた後にかゆみが皮膚に広がるなら、

36 祭司は彼を調べなければならない。見よ、かゆみが皮膚に広がっているなら、祭司は黄色い毛を探す必要はない。彼は汚れている。

37 しかし、祭司の目にかゆみがとどまっており、そこに黒い毛が生えているなら、かゆみは癒えている。彼はきよい。祭司は彼をきよいと宣言しなければならない。

38 男または女の体の皮膚に光る斑点、すなわち白い光る斑点がある場合、

39 祭司はそれらを調べなければならない。見よ、彼らの体の皮膚にある光る斑点が鈍い白色であるなら、それは無害な発疹である。それは皮膚に発生したのである。その者はきよい。

40 男の頭の毛が抜け落ちたなら、彼ははげである。彼はきよい。

41 もしその毛が頭の前部から抜け落ちたなら、彼は前頭はげである。彼はきよい。

42 しかし、はげ頭、あるいは前頭はげのところに赤みがかった白い患部があるなら、それは彼のはげ頭、あるいは前頭はげに発生した規定の病である。

43 祭司は彼を調べなければならない。見よ、彼のはげ頭、あるいは前頭はげにある患部の腫れ物が赤みがかった白色で、体の皮膚にある規定の病のような見た目であるなら、

44 彼は規定の病の者である。彼は汚れている。祭司は彼を確かに汚れていると宣言しなければならない。彼の患部は頭にある。

45 患部がある規定の病の者は、引き裂かれた衣服を着て、頭の毛を乱したままにしなければならない。彼は上唇を覆い、『汚れている、汚れている』と叫ばなければならない。

46 その患部が彼にある間、彼は汚れている。彼は汚れている。彼は一人で住まなければならない。彼の住まいは宿営の外でなければならない。

47 また、規定の病の患部がある衣服、それが羊毛の衣服であれ、亜麻布の衣服であれ、

48 それが亜麻布または羊毛の縦糸であれ横糸*であれ、革であれ、革で作られたどんなものであれ、

49 もし衣服、革、縦糸、横糸、あるいは革で作られたどんなものにおいても、その患部が緑がかった色、あるいは赤みがかった色であるなら、それは規定の病の患部であり、祭司に見せなければならない。

50 祭司はその患部を調べ、その患部を七日間隔離しなければならない。

* 13:48 13:48 縦糸と横糸は織物の縦と横の糸である。

51 彼は七日目にその患部を調べなければならぬ。もしその患部が、衣服、縦糸、横糸、あるいは革、その革がどのような用途に使われるものであれ、そこに広がっているなら、その患部は悪性のカビである。それは汚れている。

52 患部がある衣服、すなわち羊毛あるいは亜麻布の縦糸であれ横糸であれ、またはどんな革製品であれ、彼はそれを燃やさなければならない。それは悪性のカビだからである。それは火で燃やさなければならない。

53 もし祭司がそれを調べ、見よ、患部が衣服、縦糸、横糸、あるいはどんな革製品においても広がっていないなら、

54 祭司は患部があるものを洗うように命じなければならない。そして彼はそれをさらに七日間隔離しなければならない。

55 患部が洗われた後、祭司はそれを調べなければならない。見よ、患部の色が変わっておらず、患部が広がっていないなくても、それは汚れている。あなたはそれを火で燃やさなければならない。内側であれ外側であれ、それはカビの侵食である。

56 もし祭司が見て、見よ、それが洗われた後に患部が薄くなっているなら、彼は衣服、あるいは革、あるいは縦糸、あるいは横糸からそれを引き裂かななければならない。

57 そしてもしそれが衣服、縦糸、横糸、あるいはどんな革製品に再び現れるなら、それは広がっている。あなたは患部があるものを火で燃やさなければならない。

58 あなたが洗った衣服、縦糸、横糸、あるいはいかなる革製品であれ、そこから患部が消え去ったなら、それを二度目に洗わなければならない。そうすればそれはきよくなる。」

59 これが、羊毛あるいは亜麻布の衣服、縦糸、横

糸、あるいはどんな革製品におけるカビの患部に
ついて、それをきよいと宣言するか、汚れていると宣
言するための律法である。

14

¹主はモーセに語って言われた。

²「規定の病の者がきよめられる日についての律
法は次のとおりである。彼は祭司のところに連れ
て来られなければならない。

³祭司は宿営の外に出なければならない。祭
司は彼を調べなければならない。見よ、規
定の病の者にある患部が癒やされているなら、

⁴祭司は、きよめられる者のために、生きたきよ
い二羽の鳥、杉の木、緋色の糸、ヒソプを取るよう
に命じなければならない。

⁵祭司は、流水を入れた土の器の上で、鳥の一
羽を屠るように命じなければならない。

⁶生きた鳥については、彼はそれと、杉の木、緋
色の糸、ヒソプを取り、流水の上で屠られ
た鳥の血にそれらと生きた鳥を浸さなければなら
ない。

⁷彼は規定の病からきよめられる者にそれを七度
振りかけ、彼をきよいと宣言し、生き
た鳥を野に放たなければならない。

⁸きよめられる者は自分の衣服を洗い、毛をすべ
て剃り落とし、水で体を洗わなければならない。そ
うすれば彼はきよくなる。その後、彼は宿営に入る
ことができるが、七日間は自分の天幕の外に住まな
なければならない。

⁹七日目に、彼は頭とひげと眉毛の毛をすべ
て剃り落とさなければならない。彼は毛をすべ
て剃り落とさなければならない。彼は自分の衣
服を洗い、体を水で洗わなければならない。そうす
れば彼はきよくなる。

10 八日目に、彼は傷のない二頭の雄の子羊、傷のない一歳の雌の子羊一頭、油を混ぜた穀物のささげ物のための十分の三エパ*の上質の小麦粉、および一ログ†の油を取らなければならない。

11 彼をきよめる祭司は、きよめられる者とこれらのものを、会見の天幕の入り口で主の前に置かなければならない。

12 祭司は雄の子羊一頭を取り、一ログの油とともにそれを代償のささげ物としてささげ、主の前で揺り動かすささげ物としてそれらを揺り動かさなければならない。

13 彼は贖罪のささげ物と全焼のささげ物を屠る場所、すなわち聖所の場所で、その雄の子羊を屠らなければならない。贖罪のささげ物が祭司のものであるように、代償のささげ物も祭司のものだからである。それは最も聖なるものである。

14 祭司は代償のささげ物の血の一部を取り、きよめられる者の右の耳たぶ、右手の親指、および右足の親指にそれを塗らなければならない。

15 祭司はその一ログの油の一部を取り、自分自身の左手のひらに注がなければならない。

16 祭司は右の指を左手にある油に浸し、その指で油の一部を主の前に七度振りかけなければならない。

17 祭司は手にある残りの油の一部を、きよめられる者の右の耳たぶ、右手の親指、および右足の親指に、代償のささげ物の血の上に塗らなければならない。

18 祭司の手にある残りの油は、きよめられる者の頭に塗らなければならない。そして祭

* 14:10 14:10 一エパは約22リットル、または約3分の2ブッシェルである。

† 14:10 14:10 一ログは約300ミリリットル、または10オンスの液量単位である。

司は主の前で彼のために贖罪を行わなければならない。

19 祭司は贖罪のささげ物をささげ、汚れのためにきよめられる者のために贖罪を行わなければならない。その後、彼は全焼のささげ物を屠らなければならない。

20 そして祭司は全焼のささげ物と穀物のささげ物を祭壇の上でささげなければならない。祭司は彼のために贖罪を行わなければならない。そうすれば彼はきよくなる。

21 もし彼が貧しく、それだけの余裕がないなら、自分のための贖罪を行うために、揺り動かすための代償のささげ物として雄の子羊一頭、穀物のささげ物のための油を混ぜた十分の一エパ[‡]の上質の小麦粉、および一ログ[§]の油を取らなければならない。

22 さらに、彼が手に入れる余裕のある二羽の山鳩、または二羽の家鳩の雛を取らなければならない。一羽は贖罪のささげ物、もう一羽は全焼のささげ物とする。

23 八日目に、きよめのために彼はそれらを祭司のもとに、会見の天幕の入り口の主の前に持って来なければならない。

24 祭司は代償のささげ物の子羊と一ログの油を取り、それらを主の前で揺り動かすささげ物として揺り動かさなければならない。

25 彼は代償のささげ物の子羊を屠らなければならない。祭司は代償のささげ物の血の一部を取り、きよめられる者の右の耳たぶ、右手の親指、および右足の親指にそれを塗らなければならない。

[‡] **14:21 14:21** エパは約22リットル、または約3分の2ブッシェルである。

[§] **14:21 14:21** ログは約300ミリリットル、または10オンスの液量単位である。

26 祭司は自分自身の左手のひらに油の一部を注がなければならない。

27 祭司は右の指で、左手にある油の一部を主の前に七度振りかけなければならない。

28 それから祭司は手にある油の一部を、きよめられる者の右の耳たぶ、右手の親指、および右足の親指に、代償のささげ物の血の場所に塗らなければならない。

29 祭司の手にある残りの油は、きよめられる者の頭に塗り、主の前で彼のために贖罪を行わなければならない。

30 彼は手に入れる余裕のある山鳩、あるいは家鳩の雛の一羽をささげなければならない。

31 すなわち彼が手に入れる余裕のあるもののうち、一羽を贖罪のささげ物として、もう一羽を全焼のささげ物として、穀物のささげ物とともにささげなければならない。祭司はきよめられる者のために、主の前で贖罪を行わなければならない。」

32 これが、規定の病の患部がある者で、きよめのためのいけにえを手に入れる余裕がない者のための律法である。

33 主はモーセとアロンに語って言われた。

34 「わたしがあなたがたに所有地として与えるカナンの地に入ったとき、あなたがたの所有地にある家に、わたしが広がるカビの患部を生じさせるなら、

35 その家の持ち主は来て、祭司に『家に何かの患部のようなものがあるように見えます』と告げなければならない。

36 祭司は、患部を調べるために家に入る前に、家の中にあるすべてのものが汚れないように、家を空にするよう命じなければならない。その後、祭司はその家を調べるために入らなければならない。

37 彼はその患部を調べなければならない。
見よ、その患部が家の壁にあり、緑がかった色、あるいは赤みがかった色のくぼんだ縞模様となっていて、それが壁よりも深く見えるなら、

38 祭司はその家から出て、家の入り口に行き、その家を七日間閉鎖しなければならない。

39 祭司は七日目に再び来て、見なければならない。もし患部が家の壁に広がっているなら、

40 祭司は患部がある石を取り外し、町の外の汚れた場所に捨てるように命じなければならない。

41 彼は家の内側をすべて削り落とさせなければならない。彼らは削り落とした漆喰を、町の外の汚れた場所に注ぎ出さなければならない。

42 彼らは別の石を取って、それらの石の場所に置かなければならない。また彼は別の漆喰を取って、その家に塗らなければならない。

43 もし彼が石を取り外し、家を削り落とし、漆喰を塗った後で、再び患部が生じてその家に発生するなら、

44 祭司は入って見なければならない。見よ、もし患部が家に広がっているなら、それは家の中にある悪性のカビである。それは汚れている。

45 彼はその家、その石、その木材、そしてその家のすべての漆喰を打ち壊さなければならない。彼はそれらを町の外の汚れた場所に運び出さなければならない。

46 さらに、それが閉鎖されている間にその家に入る者は、夕方まで汚れる。

47 その家で横たわる者は自分の衣服を洗わなければならない。その家で食べる者も自分の衣服を洗わなければならない。

48 しかし、家に漆喰が塗られた後に祭司が入って調べ、見よ、患部が家に広がっていないなら、患

部は癒やされているので、祭司はその家をきよいと宣言しなければならない。

⁴⁹ その家をきよめるために、彼は二羽の鳥、杉の木、緋色の糸、ヒソプを取らなければならない。

⁵⁰ 彼は流水を入れた土の器の上で、鳥の一羽を屠らなければならない。

⁵¹ 彼は杉の木、ヒソプ、緋色の糸、および生きた鳥を取り、屠られた鳥の血と流水にそれらを浸し、その家に七度振りかけなければならない。

⁵² 彼は鳥の血、流水、生きた鳥、杉の木、ヒソプ、および緋色の糸で、その家をきよめなければならない。

⁵³ しかし、彼は生きた鳥を町の外の野に放たなければならない。このようにして彼がその家のために贖罪を行うなら、そこはきよくなる。」

⁵⁴ これが、あらゆる規定の病の患部、およびかゆみ、

⁵⁵ 衣服や家の悪性のカビ、

⁵⁶ 腫れ物、かさぶた、および光る斑点についての律法であり、

⁵⁷ いつ汚れているか、いつきよいかを教えるためのものである。

これが規定の病についての律法である。

15

¹ 主はモーセとアロンに語って言われた。

² 「イスラエルの子らに語って言いなさい。『どんな男であれ、その体から漏出がある場合、その漏出のゆえに彼は汚れている。』

³ その漏出における彼の汚れは次のとおりである。体が漏出を流していても、漏出が止まっても、それは彼の汚れである。

4 漏出のある者が横たわるすべての寢床は汚れ、彼が座るすべてのものも汚れる。

5 彼の寢床に触れる者はだれでも、自分の衣服を洗い、水で体を洗わなければならない。その者は夕方まで汚れる。

6 漏出のある男が座っていたものに座る者は、自分の衣服を洗い、水で体を洗わなければならない。その者は夕方まで汚れる。

7 漏出のある者の体に触れる者は、自分の衣服を洗い、水で体を洗わなければならない。その者は夕方まで汚れる。

8 もし漏出のある者が、きよい人に唾を吐きかけたなら、その人は自分の衣服を洗い、水で体を洗わなければならない。その人は夕方まで汚れる。

9 漏出のある者が乗るどんな鞍も汚れる。

10 彼の下にあったものに触れる者はだれでも、夕方まで汚れる。それらのものを運ぶ者は、自分の衣服を洗い、水で体を洗わなければならない。その者は夕方まで汚れる。

11 漏出のある者が水で手をすすがずにだれかに触れたなら、触れられた者は自分の衣服を洗い、水で体を洗わなければならない。その者は夕方まで汚れる。

12 漏出のある者が触れた土の器は碎かなければならない。また、すべての木の器は水ですすがなければならない。

13 漏出のある者がその漏出からきよめられるとき、彼はきよめのために七日間を数え、自分の衣服を洗わなければならない。彼は流水で自分の体を洗わなければならない。そうすれば彼はきよくなる。

14 八日目に彼は二羽の山鳩、あるいは二羽の家鳩の雛を取り、会見の天

幕の入り口で主の前に来て、それらを祭司に渡さなければならない。

15 祭司は一羽を贖罪のささげ物として、もう一羽を全焼のささげ物としてささげなければならない。祭司は彼の漏出について、主の前で彼のために贖罪を行わなければならない。

16 どんな男であれ、精液の漏出があつたなら、彼は水で全身を洗わなければならない。彼は夕方まで汚れる。

17 精液がついたすべての衣服や革は、水で洗わなければならない。それは夕方まで汚れる。

18 男が女と寝て精液の漏出があつたなら、二人は水で体を洗わなければならない。彼らは夕方まで汚れる。

19 女に漏出があり、その体からの漏出が血であるなら、彼女は七日間その月経の汚れにとどまる。彼女に触れる者はだれでも、夕方まで汚れる。

20 彼女がその汚れの期間中に横たわるものはすべて汚れる。彼女が座るものもすべて汚れる。

21 彼女の寝床に触れる者はだれでも、自分の衣服を洗い、水で体を洗わなければならない。その者は夕方まで汚れる。

22 彼女が座るものに触れる者はだれでも、自分の衣服を洗い、水で体を洗わなければならない。その者は夕方まで汚れる。

23 それが寝床の上であれ、彼女が座っているものの上であれ、彼がそれに触れたなら、夕方まで汚れる。

24 もし男が彼女と寝て、彼女の月経の血が彼についたなら、彼は七日間汚れる。彼が横たわるすべての寝床は汚れる。

25 もし女が月経の期間ではないのに何日も血の漏出がある場合、あるいは月経の期間を過ぎても漏

出がある場合、彼女の汚れの漏出の期間中はすべて、月経の期間のようである。彼女は汚れている。

26 その漏出のすべての日に彼女が横たわるすべての寝床は、月経の時の寝床のように彼女にとって汚れたものである。彼女が座るすべてのものは、月経の汚れのように汚れる。

27 これらのものに触れる者はだれでも汚れる。その者は自分の衣服を洗い、水で体を洗わなければならない。その者は夕方まで汚れる。

28 しかし、彼女がその漏出からきよめられたなら、彼女は七日間を数え、その後きよくなる。

29 八日目に彼女は二羽の山鳩、あるいは二羽の家鳩の雛を取り、それらを会見の天幕の入り口の祭司のもとに持って来なければならない。

30 祭司は一羽を贖罪のささげ物として、もう一羽を全焼のささげ物としてささげなければならない。そして祭司は彼女の漏出の汚れについて、主の前で彼女のために贖罪を行わなければならない。

31 このようにして、あなたがたはイスラエルの子らを彼らの汚れから引き離さなければならない。彼らの間にあるわたしの幕屋を彼らが汚して、その汚れの中で死ぬことがないためである。』』

32 これが、漏出のある者、および精液の漏出によって汚れた者、

33 月経中の女、および漏出のある男女、そして汚れている女と寝る男についての律法である。

16

1 主は、アロンの二人の子が主の前に近づいて死んだ後、モーセに語って言われた。

2 主はモーセに言われた。「あなたの兄弟アロンに告げなさい。箱の上にある贖いの座の前、すなわ

ち垂れ幕の内側の至聖所に、いつでも入って来てはならない。彼が死なないためである。わたしは贖いの座の上の雲の中に現れるからである。

3 「アロンは、贖罪のささげ物として若い牛を、全焼のささげ物として雄羊を携えて、聖所に入らなければならない。

4 彼は聖なる亜麻布の長服を着なければならない。亜麻布のももひきを身に着け、亜麻布の飾り帯を締め、亜麻布のターバンをかぶらなければならない。これらは聖なる衣である。

彼は水で体を洗い、それらを着なければならない。

5 彼はイスラエルの子らの会衆から、贖罪のささげ物として二頭の雄山羊を、全焼のささげ物として一頭の雄羊を取らなければならない。

6 「アロンは自分自身のための贖罪のささげ物の牛をささげ、自分と自分の家のために贖罪を行わなければならない。

7 彼は二頭の山羊を取り、会見の天幕の入り口で主の前に立たせなければならない。

8 アロンは二頭の山羊のためにくじを引かなければならない。一つのくじは主のため、もう一つのくじはスケープゴートのためである。

9 アロンは主のためのくじが当たった山羊をささげ、それを贖罪のささげ物としてささげなければならない。

10 しかし、スケープゴートのためのくじが当たった山羊は、主の前に生かしたまま立たせておき、それによって贖罪を行い、スケープゴートとして荒野に放たなければならない。

11 「アロンは自分自身のための贖罪のささげ物の牛をささげ、自分と自分の家のために贖罪を行い、自分自身のための贖罪のささげ物の牛を屠らなければならない。

12 彼は主の前にある祭壇から、火のついた炭を満たした香炉と、細かく砕いた香りのよい香を両手いっぱいに取り、垂れ幕の内側に持って入らなければならない。

13 彼は主の前でその香を火の上に置かなければならない。それは、香の雲があかしの上にある贖いの座を覆い、彼が死なないためである。

14 彼は牛の血の一部を取り、指で贖いの座の東側に振りかけなければならない。また贖いの座の前で、その血の一部を指で七度振りかけなければならない。

15 「その後、彼は民のための贖罪のささげ物の山羊を屠り、その血を垂れ幕の内側に持って入り、牛の血にしたようにその血を扱い、贖いの座の上と贖いの座の前にそれを振りかけなければならない。

16 彼はイスラエルの子らの汚れと、その背き、すなわち彼らのすべての罪のために、聖所のために贖罪を行わなければならない。また、彼らの汚れのただ中で彼らと共に住む会見の天幕のためにも、同じように行わなければならない。

17 彼が聖所で贖罪を行うために入り、彼自身と彼の家、そしてイスラエルの全会衆のために贖罪を行って出て来るまで、会見の天幕にはだれもいてはならない。

18 「彼は主の前にある祭壇のところに出行き、そのために贖罪を行わなければならない。牛の血の一部と山羊の血の一部を取り、祭壇の角の周囲に塗らなければならない。

19 彼はその血の一部を指で祭壇に七度振りかけ、イスラエルの子らの汚れからそれをきよめ、聖なるものとしなければならない。

20 「聖所、会見の天幕、および祭壇のための贖

罪を終えたとき、彼は生きた山羊をささげなければならない。

21 アロンは生きた山羊の頭に両手を置き、その上でイスラエルの子らのすべての咎と、すべての背き、すなわち彼らのすべての罪を告白しなければならない。彼はそれらを山羊の頭に置き、用意された人の手によって荒野に送り出さなければならない。

22 山羊は彼らのすべての咎を負って、人里離れた地に運んで行く。彼はその山羊を荒野に放たなければならない。

23 「アロンは会見の天幕に入り、聖所に入った時に着た亜麻布の衣を脱ぎ、そこに残しておかななければならない。

24 それから彼は聖なる場所で水で体を洗い、自分の衣服を着て外に出なければならない。そして彼自身の全焼のささげ物と民の全焼のささげ物をささげ、自分自身と民のために贖罪を行わなければならない。

25 彼は贖罪のささげ物の脂肪を祭壇の上で燃やさなければならない。

26 「スケープゴートとして山羊を放った者は、自分の衣服を洗い、水で体を洗わなければならない。その後、彼は宿営に入ることができる。

27 聖所で贖罪を行うために血が持ち込まれた贖罪のささげ物の牛と、贖罪のささげ物の山羊は、宿営の外に運び出されなければならない。人々はその皮、肉、および糞を火で焼かななければならない。

28 それらを焼く者は、自分の衣服を洗い、水で体を洗わなければならない。その後、彼は宿営に入ることができる。

29 「これはあなたがたにとって永遠の掟となる。第七の月の十日には、あなたがたは身を慎み、いかなる仕事もしてはならない。生まれながらの者であ

れ、あなたがたの間に寄留する寄留者であれ、同様である。

³⁰ この日に、あなたがたをきよめるために贖罪が行われるからである。あなたがたは主の前で、すべての罪からきよくなる。

³¹ これはあなたがたにとって全き休みの安息日であり、あなたがたは身を慎まなければならない。これは永遠の掟である。

³² 油注がれ、父に代わって祭司となるように任職された祭司が、贖罪を行わなければならない。彼は亜麻布の衣、すなわち聖なる衣を着なければならない。

³³ 彼は聖なる聖所のために贖罪を行い、会見の天幕と祭壇のために贖罪を行わなければならない。また、祭司たちと会衆のすべての民のために贖罪を行わなければならない。

³⁴ 「これはあなたがたにとって永遠の掟となり、イスラエルの子らのすべての罪のために年に一度、贖罪を行うためのものである。」

主がモーセに命じられた通りに事が行われた。

17

¹ 主はモーセに語って言われた。

² 「アロンとその子ら、およびイスラエルのすべての子らに語り、彼らに言いなさい。『これが主が命じられたことである。』

³ イスラエルの家のだんな人でも、牛、子羊、山羊を宿営の中で屠るか、宿営の外で屠るかして、

⁴ それを会見の天幕の入り口に持って来ず、主の幕屋の前で主へのささげ物としてささげないなら、血の罪がその人に負わされる。彼は血を流したのである。その人は自分の民の中から断たれなければならない。

5 これは、イスラエルの子らが野原でささげているいけにえを、主のもと、すなわち会見の天幕の入り口の祭司のところに持って来て、それらを主への和解のいけにえとしてささげるためである。

6 祭司は、会見の天幕の入り口にある主の祭壇に血を振りかけ、主への心地よい香りとして脂肪を燃やさなければならない。

7 彼らは、自分たちが淫行を働いて従ってきた山羊の偶像に、二度といけにえをささげてはならない。これは彼らにとって、代々にわたる永遠の掟となる。』

8 「あなたは彼らに言いなさい。『イスラエルの家の人でも、あるいは彼らの間に寄留する寄留者でも、全焼のささげ物あるいはいけにえをささげる場合、

9 それを主へのいけにえとしてささげるために会見の天幕の入り口に持って来ないなら、その人は自分の民から断たれなければならない。

10 『イスラエルの家の人でも、あるいは彼らの間に寄留する寄留者でも、いかなる血でも食べるなら、わたしは血を食べるその人に顔を向け、彼をその民の中から断つ。

11 肉体の命は血にあるからである。わたしはあなたがたの魂のために贖罪を行うために、祭壇の上にそれをあなたがたに与えた。命のゆえに贖罪を行うのは血だからである。

12 それゆえ、わたしはイスラエルの子らに言った。「あなたがたのうちのだれも血を食べてはならない。あなたがたの間に寄留する寄留者も血を食べてはならない。」

13 『イスラエルの子らであれ、彼らの間に寄留する寄留者であれ、食べてもよい動物や鳥を狩り

で捕らえた者はだれでも、その血を注ぎ出し、土で覆わなければならない。

¹⁴すべての肉体の命に関して、その血は命とともにあるからである。それゆえ、わたしはイスラエルの子らに言った。「いかなる肉体の血も食べてはならない。すべての肉体の命はその血だからである。それを食べる者はだれでも断たれる。」

¹⁵『自然に死んだもの、あるいは野獣に引き裂かれたものを食べる者はだれでも、生まれながらの者であれ寄留者であれ、自分の衣服を洗い、水で体を洗わなければならない、夕方まで汚れる。その後、彼はきよくなる。』

¹⁶しかし、彼がそれらを洗わず、自分の体を洗わないなら、その咎を負う。』

18

¹主はモーセに言われた。

²「イスラエルの子らに語って言いなさい。『わたしはあなたがたの神、主である。』

³あなたがたが住んでいたエジプトの地で彼らが行っているようなことを行ってはならない。わたしがあなたがたを導き入れるカナンの地で彼らが行っているようなことを行ってはならない。彼らの掟に従って歩んではならない。

⁴あなたがたはわたしの法を行いなさい。わたしの掟を守り、それに従って歩みなさい。わたしはあなたがたの神、主である。

⁵それゆえ、あなたがたはわたしの掟と法を守りなさい。人がそれを行うなら、それによって生きる。わたしは主である。

⁶『あなたがたのだれも、近い肉親に近づいて、その裸を暴いてはならない。わたしは主である。』

7 『あなたは父の裸、また母の裸を暴いてはならない。彼女はあなたの母である。彼女の裸を暴いてはならない。

8 『あなたは父の妻の裸を暴いてはならない。それは父の裸である。

9 『あなたは自分の姉妹、すなわち父の娘、あるいは母の娘の裸を暴いてはならない。家で生まれた者でも、外で生まれた者でも同じである。

10 『あなたは息子の娘、あるいは娘の娘の裸を暴いてはならない。彼女たちの裸はあなた自身の裸だからである。

11 『あなたは父の妻の娘の裸を暴いてはならない。彼女は父によって生まれた者であり、あなたの姉妹だからである。

12 『あなたは父の姉妹の裸を暴いてはならない。彼女は父の近親者である。

13 『あなたは母の姉妹の裸を暴いてはならない。彼女は母の近親者だからである。

14 『あなたは父の兄弟の裸を暴いてはならない。あなたは彼の妻に近づいてはならない。彼女はあなたのおばである。

15 『あなたは息子の妻の裸を暴いてはならない。彼女は息子の妻である。あなたは彼女の裸を暴いてはならない。

16 『あなたは兄弟の妻の裸を暴いてはならない。それは兄弟の裸である。

17 『あなたは女とその娘の裸を暴いてはならない。彼女の息子の娘や、彼女の娘の娘をめぐって、その裸を暴いてはならない。彼女たちは近親者である。それは邪悪なことである。

18 『あなたは妻が生きている間に、その姉妹をめぐって妻の競争相手とし、その裸を暴いてはならない。

19 『あなたは女が月経によって汚れている間、彼女に近づいてその裸を暴いてはならない。

20 『あなたは隣人の妻と肉体的に寝て、彼女と共に身を汚してはならない。

21 『あなたは自分の子どもをモレクへのいけにえとして渡してはならない。あなたは自分の神の御名を汚してはならない。わたしは主*である。

22 『あなたは女と寝るように男と寝てはならない。それは忌まわしいことである。

23 『あなたはどんな動物とも寝て、それによって自分を汚してはならない。女は動物に自分をゆだねて、それと交わってはならない。それは倒錯した行為である。

24 『これらのどのことにおいても、自分たちを汚してはならない。わたしがあなたがたの前から追い出そうとしている国々は、これらすべてのことによって汚されたからである。

25 その地は汚された。それゆえわたしはその咎を罰し、その地はその住民を吐き出したのである。

26 それゆえ、あなたがたはわたしの掟と法を守り、これらの忌まわしいことをいつさい行ってはならない。生まれながらの者も、あなたがたの間に寄留する寄留者も同様である。

27 あなたがたよりも前にいたその地の人々が、これらすべての忌まわしいことを行い、その地が汚されたからである。

28 あなたがたがその地を汚すとき、あなたがたよりも前にいた国民を吐き出したように、その地があなたがたを吐き出さないためである。

* 18:21 18:21 すべて大文字の「主」または「神」はヘブル語のיהוה（ヤハウェ）から

29 『これらの忌まわしいことを行う者はだれでも、それを行うその人は自分の民の中から断たれるからである。

30 それゆえ、あなたがたはわたしの命令を守り、あなたがたの前に実行されていたこれらの忌まわしい慣習をいっさい行わず、それらによって自分たちを汚さないようにしなさい。わたしはあなたがたの神、主である。』」

19

1 主はモーセに語って言われた。

2 「イスラエルの子らの全会衆に語って言いなさい。『あなたがたは聖なる者となりなさい。あなたがたの神、主であるわたしが聖なる者だからである。

3 『あなたがたはそれぞれ、自分の母と父を敬わなければならない。また、わたしの安息日を守らなければならない。わたしはあなたがたの神、主である。

4 『偶像に頼ってはならず、自分たちのために铸造した神々を造ってはならない。わたしはあなたがたの神、主である。

5 『あなたがたが主に和解のいけにえをささげる場合は、あなたがたが受け入れられるようにそれをささげなければならない。

6 それはあなたがたがささげるその日と、その翌日に食べなければならない。三日目まで残ったものは、火で焼かなければならない。

7 もし三日目に少しでも食べるなら、それは忌まわしいものとなる。それは受け入れられない。

8 それを食べる者はだれでも、自分の咎を負う。その人が主の聖なるものを汚したからである。その人は自分の民から断たれなければならない。

9 『あなたがたの土地の収穫を刈り入れるとき、畑の隅まで刈り尽くしてはならず、収穫の落ち穂を拾い集めてはならない。

10 あなたのぶどう園の実を取り尽くしてはならず、ぶどう園の落ちたぶどうを集めてはならない。貧しい者と寄留者のためにそれらを残しておかなければならない。わたしはあなたがたの神、主である。

11 『あなたがたは盗んではならない。嘘をついてはならない。互いに欺いてはならない。

12 『わたしの名によって偽って誓い、あなたの神の御名を汚してはならない。わたしは主*である。

13 『隣人をしいたげてはならず、また奪ってはならない。雇い人の賃金を、朝まで一晩中あなたのものととどめておいてはならない。

14 『耳の聞こえない者を呪ってはならず、目の見えない者の前につまずく石を置いてはならない。あなたの神を恐れなさい。わたしは主である。

15 『裁きにおいて不正を行ってはならない。貧しい者をえこひいきしてはならず、力ある者を優遇してはならない。あなたは義をもって隣人を裁かなければならない。

16 『あなたの民の間を中傷して回ってはならない。隣人の命[†]を危険にさらしてはならない。わたしは主である。

17 『心の中で兄弟を憎んではならない。隣人を必ず戒めなさい。そうすれば彼のために罪を負うことはない。

* 19:12 19:12 すべて大文字の「主」または「神」はヘブル語のיהוה（ヤハウェ）から。

† 19:16 19:16 直訳では「血」。

18 『復讐してはならず、あなたの民の子らに対して恨みを抱いてはならない。隣人を自分自身のように愛しなさい。わたしは主である。

19 『あなたがたはわたしの掟を守らなければならない。異なる種類の家畜を交配させてはならない。畑に二種類の種を蒔いてはならない。二種類の素材で作られた衣服を着てはならない。

20 『もし男が女と肉体的に寝た場合で、彼女が別の男のために定められた女奴隷であり、まだ身代金が払われておらず、自由も与えられていないなら、処罰がなされなければならない。彼女が自由の身ではなかったので、彼らは死刑にされてはならない。

21 彼は主への代償のささげ物として、代償のささげ物の雄羊を会見の天幕の入り口に持って来なければならない。

22 祭司は、彼が犯した罪のために、主の前で代償のささげ物の雄羊で彼のために贖罪を行わなければならない。そうすれば彼の犯した罪は赦される。

23 『あなたがたがその地に入り、食物のためにあらゆる種類の木を植えたなら、その実は禁じられたもの[‡]とみなしなさい。三年間、それはあなたがたに禁じられる。それは食べてはならない。

24 しかし、四年目には、その実はすべて、主を賛美するための聖なるものとなる。

25 五年目には、あなたがたはその実を食べてもよい。それがあなたがたに収穫をもたらすためである。わたしはあなたがたの神、主である。

26 『血がまだ残っている肉を食べてはならない。まじないをしてはならず、魔術を行ってはならない。

‡ 19:23 19:23 直訳では「無割礼の」。

27 『頭の側面の毛を剃り落としてはならず、ひげの端を切り落としてはならない。

28 『死者のために自分の肉体に傷をつけてはならず、体に刺青をしてはならない。わたしは主である。

29 『娘を遊女にして、娘を汚してはならない。その地が淫行に陥り、その地が邪惡で満ちることがないためである。

30 『わたしの安息日を守り、わたしの聖所を敬いなさい。わたしは主である。

31 『靈媒師や占い師のところに赴いてはならない。彼らによって汚されないように、彼らを捜し求めてはならない。わたしはあなたがたの神、主である。

32 『白髪の老人の前では立ち上がり、老人の顔を敬いなさい。そしてあなたの神を恐れなさい。わたしは主である。

33 『寄留者があなたの地であなたがたと共に住む場合、その人を不当に扱ってはならない。

34 あなたがたと共に住む寄留者は、あなたがたの間で生まれながらの者と同じようにしなければならない。あなたは彼を自分自身のように愛しなさい。あなたがたもエジプトの地では寄留者だったからである。わたしはあなたがたの神、主である。

35 『裁きにおいて、長さ、重さ、あるいは量の測りにおいて、不正を行ってはならない。

36 正しいはかり、正しい重り、正しいエパ[§]、正しいヒン^{*}を用いなければならない。わたしはあなたがたをエジプトの地から導き出した、あなたがたの神、主である。

§ 19:36 19:36 一エパは約22リットル、または約3分の2ブッシェルである。

* 19:36 19:36 一ヒンは約6.5リットル、または1.7ガロンである。

37 『あなたがたはわたしのすべての掟とわたしのすべての法を守り、それらを行いなさい。わたしは主である。』」

20

1 主はモーセに語って言われた。

2 「さらに、イスラエルの子らに言いなさい。

『イスラエルの子ら、あるいはイスラエルに寄留する寄留者のうち、自分の子孫*をモレクに渡す者はだれでも、必ず死刑に処されなければならない。その地の民はその人を石で打ち殺さなければならない。

3 わたしもその人に顔を向け、彼を自分の民の中から断つ。彼が自分の子孫をモレクに渡し、わたしの聖所を汚し、わたしの聖なる御名を汚したからである。

4 もしその人が自分の子孫をモレクに渡した時に、その地の民がみな彼から目を隠し、彼を死刑にしないなら、

5 わたしはその男と彼の家族に顔を向け、彼を断つ。また彼に従って淫行を働き、モレクと淫行を働く者たちをみな、彼らの民の中から断つ。

6 『霊媒師や占い師のところに赴き、彼らに従って淫行を働く者がいれば、わたしはその人に顔を向け、彼を自分の民の中から断つ。

7 『それゆえ、自分自身を聖別し、聖なる者となりなさい。わたしはあなたがたの神、主だからである。

8 あなたがたはわたしの掟を守り、それらを行いなさい。わたしはあなたがたを聖別する主である。

* 20:2 20:2 または「種」。

9 『自分の父や母を呪う者はだれでも、必ず死刑に処されなければならないからである。彼は自分の父や母を呪った。その血は彼自身に帰する。

10 『他の男の妻と姦淫する男、すなわち自分の隣人の妻と姦淫する者は、姦淫した男も姦淫した女も、必ず死刑に処されなければならない。

11 『父の妻と寝る男は、父の裸を暴いたのである。彼らは二人とも必ず死刑に処されなければならない。彼らの血は彼ら自身に帰する。

12 『男が息子の妻と寝るなら、彼らは二人とも必ず死刑に処されなければならない。彼らは倒錯した行為を行ったのである。彼らの血は彼ら自身に帰する。

13 『男が女と寝るように男と寝るなら、彼らは二人とも忌まわしいことを行ったのである。彼らは必ず死刑に処されなければならない。彼らの血は彼ら自身に帰する。

14 『男が妻とその母をめとるなら、それは邪悪なことである。彼も彼女たちも火で焼かなければならない。あなたがたの間に邪悪なことがないためである。

15 『男が動物と寝るなら、彼は必ず死刑に処されなければならない。あなたがたはその動物も殺さなければならない。

16 『女がどんな動物にでも近づいてそれと交わるなら、あなたはその女とその動物を殺さなければならない。彼らは必ず死刑に処されなければならない。彼らの血は彼ら自身に帰する。

17 『男が自分の姉妹、すなわち父の娘、あるいは母の娘をめとり、彼女の裸を見て、彼女も彼の裸を見るなら、それは恥すべきことである。彼らは彼らの民の子らの目の前で断たれなけれ

ばならない。彼は自分の姉妹の裸を暴いたのである。彼は自分の咎を負う。

18 『男が月経中の女と寝て、彼女の裸を暴くなら、彼は彼女の血の源をあらわにし、彼女も自分の血の源をあらわにしたのである。二人はともにその民の中から断たれなければならない。

19 『母の姉妹、あるいは父の姉妹の裸を暴いてはならない。彼は自分の近親者をあらわにしたからである。彼らは自分たちの咎を負う。

20 男が叔父の妻と寝るなら、彼は叔父の裸を暴いたのである。彼らは自分たちの罪を負う。彼らは子どものないまま死ぬ。

21 『男が兄弟の妻をめとるなら、それは汚れたことである。彼は兄弟の裸を暴いたのである。彼らは子どものないままとなる。

22 『それゆえ、あなたがたはわたしのすべての掟とすべての法を守り、それらを行いなさい。わたしがあなたがたを導き入れて住まわせるその地が、あなたがたを吐き出さないためである。

23 あなたがたは、わたしがあなたがたの前から追い出そうとしている国民の慣習に従って歩んではならない。彼らはこれらすべてのことを行ったため、わたしは彼らを忌み嫌ったのである。

24 しかし、わたしはあなたがたに言った。「あなたがたは彼らの地を受け継ぐ。わたしはそれをあなたがたに与えて所有させる。乳と蜜の流れる地である。」わたしはあなたがたを諸国の民からえり分けた、あなたがたの神、主である。

25 『それゆえ、あなたがたはきよい動物と汚れた動物、また汚れた鳥ときよい鳥を区別しなければならない。わたしがあなたがたのために汚れたものとしてえり分けた動物、あるいは鳥、あるいは地

面に群がるどんなものによっても、自分自身を忌まわしいものとしてはならない。

²⁶ あなたがたはわたしにとって聖なる者となりなさい。主であるわたしは聖なる者であり、あなたがたがわたしのものとなるように、諸国の民からあなたがたをえり分けたからである。

²⁷ 『霊媒師あるいは占い師である男または女は、必ず死刑に処されなければならない。彼らは石で打ち殺されなければならない。彼らの血は彼ら自身に帰する。』」

21

¹ 主はモーセに言われた。「アロンの子らである祭司たちに語り、彼らに言いなさい。『祭司は、自分の民の中の死者のために自分を汚してはならない。

² ただし、自分に近い親族、すなわち自分の母、父、息子、娘、兄弟のため、

³ また、自分に近く、まだ夫を持ったことのない処女の姉妹のためには、自分を汚してもよい。

⁴ 彼は自分の民の中の長である者として、自分を汚して自らを俗なるものにしてはならない。

⁵ 『彼らは頭を剃ったり、ひげの端を剃り落としたり、肉体に切り傷をつけたりしてはならない。

⁶ 彼らは自分たちの神に対して聖なる者でなければならない。自分たちの神の御名を汚してはならない。彼らは主への火によるささげ物、すなわち自分たちの神のパンをささげるからである。それゆえ、彼らは聖なる者でなければならない。

⁷ 『彼らは遊女や俗なる女を妻にめとってはならない。祭司は夫から離縁された女をめとってはならない。彼は自分の神に対して聖なる者だからである。

8 それゆえ、あなたは彼を聖別しなさい。彼はあなたの神のパンをささげるからである。彼はあなたにとって聖なる者でなければならない。あなたがたを聖別する主であるわたしが聖なる者だからである。

9 『祭司の娘が遊女となって自分を汚すなら、彼女は自分の父を汚すことになる。彼女は火で燃やさなければならない。』

10 『兄弟たちの中で大祭司であり、その頭に注ぎ油が注がれ、衣服を着るために聖別された者は、頭の毛を乱したままにしたり、自分の衣服を引き裂いたりしてはならない。』

11 彼はどんな死体にも近づいてはならず、自分の父や母のためであっても自身を汚してはならない。

12 彼は聖所から出てはならず、自分の神の聖所を汚してはならない。彼の神の注ぎ油の冠が彼の上にあるからである。わたしは主である。

13 『彼は処女を妻にめとらなければならない。』

14 やもめ、離縁された女、汚された女、遊女をめとってはならない。彼は自分の民の中から処女を妻にめとらなければならない。

15 彼は自分の民の中で自分の子孫を汚してはならない。わたしは彼を聖別する主だからである。』

16 主はモーセに語って言われた。

17 「アロンに語って言いなさい。『あなたの代々の子孫のうち、体に欠陥のある者は、その神のパンをささげるために近づいてはならない。』

18 欠陥のある者はだれでも近づいてはならない。すなわち、目の見えない者、足の不自由な者、鼻のつぶれた者、または体に変形のある者、

19 足や手に骨折がある者、

20 背中の曲がった者、小人の者、目に欠陥のある者、かゆみのある病やかさぶたのある者、睪丸が損なわれている者である。

21 祭司アロンの子孫で体に欠陥のある者は、主への火によるささげ物をささげるために近づいてはならない。彼には欠陥があるので、その神のパンをささげるために近づいてはならない。

22 彼は自分の神のパンを、最も聖なるものも聖なるものも食べることができる。

23 しかし、彼には欠陥があるので、垂れ幕に近づいたり、祭壇に近づいたりしてはならない。わたしの聖所を汚さないためである。わたしは彼らを聖別する主だからである。』』

24 こうしてモーセは、アロンとその子ら、およびイスラエルのすべての子らに語った。

22

1 主はモーセに語って言われた。

2 「アロンとその子らに、イスラエルの子らがわたしのために聖別する聖なるものから身を慎んで離れ、わたしの聖なる御名を汚さないように告げなさい。わたしは主*である。

3 「彼らに言いなさい。『あなたがたの代々の子孫のうちだれでも、自分の汚れを身に帯びたま、イスラエルの子らが主に聖別する聖なるものに近づくなら、その者はわたしの前から断たれる。わたしは主である。

4 『アロンの子孫で、規定の病の者、あるいは漏出のある者は、きよくなるまで聖なるものを食べて

* 22:2 22:2 すべて大文字の「主」または「神」はヘブル語のיהוה（ヤハウェ）から来

はならない。死者によって汚れたものに触れる者、あるいは精液の漏出があった者、

⁵あるいは、人に汚れをもたらす這うものに触れる者、またはどんな汚れであれ、その人を汚すような人間に触れる者、

⁶そのようなものに触れた者は夕方まで汚れ、水で自分の体を洗わない限り、聖なるものを食べてはならない。

⁷太陽が沈めば彼はきよくなる。その後、聖なるものを食べることができる。それは彼のパンだからである。

⁸彼は自然に死んだものや、野獣に引き裂かれたものを食べて、それによって自分を汚してはならない。わたしは主である。

⁹『それゆえ、彼らはわたしの命令を守らなければならない。それを汚すなら、そのために罪を負い、その中で死ぬことがないためである。わたしは彼らを聖別する主である。』

¹⁰『一般の人はだれも聖なるものを食べてはならない。祭司のもとに滞在している者や雇い人も、聖なるものを食べてはならない。』

¹¹しかし、祭司が自分のお金で奴隷を買い取ったなら、その奴隷はそれを食べることができる。また、彼の家で生まれた者たちも、彼のパンを食べることができる。

¹²祭司の娘が一般の人に嫁いだなら、彼女は聖なるものの持ち上げるささげ物を食べてはならない。

¹³しかし、祭司の娘がやもめとなるか離縁されるかして、子どもがなく、若い時のように父の家に戻ったなら、彼女は父のパンを食べることができる。しかし、一般の人はだれもそれを食べてはならない。

¹⁴『もし人が意図せずに聖なるものを食べたなら、その人はその価値の五分の一を加算して、そ

の聖なるものを祭司に渡さなければならない。

15 祭司たちは、イスラエルの子らが主にささげる聖なるものを汚してはならない。

16 また彼らが聖なるものを食べることで、彼らに罪過をもたらず咎を負わせてはならない。わたしは彼らを聖別する主だからである。』」

17 主はモーセに語って言われた。

18 「アロンとその子ら、およびイスラエルのすべての子らに語り、彼らに言いなさい。『イスラエルの家の人、あるいはイスラエルに住む寄留者のうち、自分のささげ物をささげる者はだれでも、それが誓願によるものでも、自発的なささげ物でも、主への全焼のささげ物としてささげる場合、

19 それが受け入れられるために、牛、羊、または山羊の群れから、傷のない雄をささげなければならない。

20 しかし、どんなものであれ傷のあるものをささげてはならない。それはあなたがたのため

に受け入れられないからである。
21 誓願を果たすため、あるいは自発的なささげ物として、牛や羊の群れから主への和解のいけにえをささげる者は、それが受け入れられるために、完全なものでなければならない。それには何の傷もあってはならない。

22 目の見えないもの、傷を負ったもの、不具のもの、いぼのあるもの、ただれているもの、膿の出る患部のあるものを主にささげてはならず、それらを祭壇の上で主への火によるささげ物にしてはならない。

23 余分な部分や欠けた部分のある牛や子羊は、自発的なささげ物としてささげてもよいが、誓願のためには受け入れられない。

24 睪丸が傷ついたり、潰れたり、引き裂かれたり、切り取られたりしたものを主にささげてはなら

ない。あなたがたの地でこのようなことをしてはならない。

25 あなたがたは外国人の手からこれらのいかなるものも受け取って、あなたがたの神のパンとしてささげてはならない。それらには損なわれたところがあり、傷があるからである。それらはあなたがたのために受け入れられない。』」

26 主はモーセに語って言われた。

27 「牛、羊、または山羊が生まれたときは、七日間その母と共にいさせなければならない。八日目以降は、主への火によるささげ物のためのささげ物として受け入れられる。

28 牛であれ羊であれ、親とその子を同じ日に屠ってはならない。

29 「主に感謝のいけにえをささげるときは、あなたがたが受け入れられるようにそれをささげなければならない。

30 それはその日のうちに食べなければならない。朝までそれを少しでも残しておいてはならない。わたしは主である。

31 「それゆえ、あなたがたはわたしの命令を守り、それらを行いなさい。わたしは主である。

32 わたしの聖なる御名を汚してはならない。わたしはイスラエルの子らの中で聖なるものとされる。わたしはあなたがたを聖別する主[†]であり、

33 あなたがたの神となるために、エジプトの地からあなたがたを導き出した。わたしは主である。」

23

1 主はモーセに語って言われた。

[†] 22:32 22:32 すべて大文字の「主」または「神」はヘブル語の יהוה (ヤハウェ) から来

2 「イスラエルの子らに語り、彼らに言いなさい。『あなたがたが聖なる集会として布告すべき主の定められた祭り、これらがわたしの定められた祭りである。

3 『六日間は仕事をしてよいが、七日目は厳かな安息日であり、聖なる集会の日である。いかなる仕事もしてはならない。これはあなたがたのすべての住まいにおける主への安息日である。

4 『主の定められた祭り、すなわちあなたがたがその定められた時に布告すべき聖なる集会は次のとおりである。

5 第一の月の十四日の夕暮れには主の過越の祭りがある。

6 同じ月の十五日は主への種なしパンの祭りである。七日間、種なしパンを食べなければならない。

7 最初の日、あなたがたは聖なる集会を開きなさい。通常の仕事をしてはならない。

8 七日間、主への火によるささげ物をささげなさい。七日目は聖なる集会である。通常の仕事をしてはならない。』」

9 主はモーセに語って言われた。

10 「イスラエルの子らに語り、彼らに言いなさい。『わたしがあなたがたに与える地に入り、その収穫を刈り入れるとき、あなたがたの収穫の初穂の束を祭司のところに持って来なければならない。

11 祭司はあなたがたが受け入れられるように、主の前でその束を揺り動かさなさい。安息日の翌日に、祭司はそれを揺り動かさなければならない。

12 その束を揺り動かす日に、あなたがたは一歳の傷のない雄の子羊を、主への全焼のささげ物としてささげなさい。

13 それに伴う穀物のささげ物は、油を混ぜた十分の二エバ*の上質の小麦粉であり、心地よい香りのための主への火によるささげ物とする。それに伴う飲み物のささげ物は、四分の一ヒン†のぶどう酒とする。

14 あなたがたは自分の神へのささげ物を持って来るこの日までは、パンも、炒った穀物も、新しい穀物も食べてはならない。これは、あなたがたのすべての住まいで、代々にわたっての永遠の掟である。

15 『あなたがたは、揺り動かすささげ物の束を持って来た日、すなわち安息日の翌日から数えなさい。七回の安息日を満了しなければならない。

16 七回目の安息日の翌日まで数えて五十日とし、主への新しい穀物のささげ物をささげなさい。

17 あなたがたは揺り動かすささげ物として、自分の住まいから二つのパンを持って来なさい。それは十分の二エバ‡の上質の小麦粉で作られ、パン種を入れて焼かれたもので、主への初穂とする。

18 そのパンとともに、一歳の傷のない七頭の子羊と、若い雄牛一頭と、雄羊二頭をささげなさい。これらは主への全焼のささげ物となり、それに伴う穀物のささげ物と飲み物のささげ物とともに、主への心地よい香りのための、火によるささげ物となる。

19 贖罪のささげ物として雄山羊一頭を、和解のいけにえのささげ物として一歳の雄の子羊二頭をささげなさい。

* 23:13 23:13 一エバは約22リットル、または約3分の2ブッシェルである。

† 23:13 23:13 一ヒンは約6.5リットル、または1.7ガロンである。

‡ 23:17 23:17 一エバは約22リットル、または約3分の2ブッシェルである。

20 祭司はそれらを、初穂のパンおよび二頭の子羊とともに、主の前で揺り動かすささげ物として揺り動かさなさい。これらは主に対する聖なるものとなり、祭司のものとなる。

21 あなたがたは同じ日に布告しなさい。それはあなたがたにとって聖なる集会となる。通常のいかなる仕事もしてはならない。これは、あなたがたのすべての住まいで、代々にわたっての永遠の掟である。

22 『あなたがたの土地の収穫を刈り入れるとき、畑の隅々まで刈り尽くしてはならない。収穫の落ち穂を拾い集めてはならない。貧しい者と寄留者のためにそれらを残しておかなければならない。わたしはあなたがたの神、主である。』

23 主はモーセに語って言われた。

24 「イスラエルの子らに語って言いなさい。『第七の月の最初の日に、あなたがたは厳かな安息を守り、ラッパを吹き鳴らす記念とし、聖なる集会を開きなさい。

25 通常のいかなる仕事もしてはならない。主への火によるささげ物をささげなさい。』

26 主はモーセに語って言われた。

27 「ただし、この第七の月の十日は贖罪の日である。それはあなたがたにとって聖なる集会となる。あなたがたは身を慎み、主への火によるささげ物をささげなさい。

28 その日にはいかなる仕事もしてはならない。これは贖罪の日であり、あなたがたの神、主の前であなたがたのために贖罪を行うためである。

29 その日に身を慎まない者はだれでも、自分の民の中から断たれる。

30 その日にいかなる仕事をする者も、わたしはその人をその民の中から滅ぼす。

31 いかなる**仕事**もしてはならない。これは、あなたがたのすべての**住まい**で、代々にわたっての**永遠の掟**である。

32 これはあなたがたにとって**厳かな安息の安息日**であり、**身を慎まなければならない**。その月の九日の夕暮れに、その夕暮れから次の夕暮れまで、**安息日を守らなければならない**。」

33 主はモーセに語って言われた。

34 「イスラエルの子らに語って言いなさい。『この第七の月の十五日は、主のための七日間にわたる**仮庵の祭り**§である。

35 **最初の日**は**聖なる集会**とする。通常*の*いかなる**仕事**もしてはならない。

36 七日間、主への火によるささげ物をささげなさい。八日目には、あなたがたのための**聖なる集会**を開きなさい。主への火によるささげ物をささげなさい。これは**厳粛な集会**である。通常*の*仕事をしなくてはならない。

37 『これらが主の定められた祭りであり、あなたがたが**聖なる集会**として布告し、主への火によるささげ物、**全焼のささげ物**、**穀物のささげ物**、いけにえ、**飲み物のささげ物**を、それぞれその日にささげるためのものである。

38 これは主の**安息日**に加えて、また、あなたがたが主**に与えるささげ物**に加えて、またすべての**誓願**に加えて、またすべての**自発的なささげ物**に加えて行われる。

39 『それで、第七の月の十五日、あなたがたがその土地の産物を**収穫し終えたとき**、七日間にわたって主の祭りを**守りなさい**。**最初の日**は**厳かな安息の日**であり、八日目も**厳かな安息の日**である。

§ 23:34 23:34 あるいは、**天幕の祭り**、またはスコット。

40 最初の日に、あなたがたは立派な木の実、なつめやしの葉、茂った木の枝、川の柳の枝を取り、七日間、あなたがたの神、主の前で喜び楽しみなさい。

41 一年のうち七日間、主への祭りとしてこれを守りなさい。これはあなたがたの代々にわたっての永遠の掟である。第七の月にこれを守らなければならない。

42 あなたがたは七日間、仮庵*に住まなければならない。イスラエルで生まれながらの者は皆、仮庵に住まなければならない。

43 それは、わたしがエジプトの地からイスラエルの子らを導き出したとき、彼らを仮庵に住ませたことを、あなたがたの代々の人々が知るためである。わたしはあなたがたの神、主である。』」

44 こうしてモーセはイスラエルの子らに、主の定められた祭りについて告げた。

24

1 主はモーセに語って言われた。

2 「イスラエルの子らに命じて、ともしびのために打って搾った純粋なオリーブ油をあなたのもとに持って来させ、ともしびが絶えずともるようにしなさい。

3 会見の天幕の中、あかしの垂れ幕の外側で、アロンは夕暮れから朝まで、主の前で絶えずそれを整えなければならない。これは代々にわたっての永遠の掟である。

4 彼は主の前で、純金の燭台の上のともしびを絶えず整えなければならない。

* 23:42 23:42 あるいは、仮小屋。

5 「上質の小麦粉を取り、それで十二のパンを焼きなさい。一つのパンには十分の二エパ*を用いなければならない。

6 それらを主の前の純金の机の上に、一列に六つずつ、二列に並べなさい。

7 各列の上に純粋な乳香を置きなさい。それがパンのための記念の部分となり、主への火によるささげ物となるためである。

8 彼は安息日ごとに、絶えずそれを主の前に整えなければならない。これはイスラエルの子らのための永遠の契約である。

9 それはアロンとその子らのものとなる。彼らはそれを聖なる場所で食べなければならない。それは永遠の掟によって、主への火によるささげ物の中から彼に与えられる最も聖なるものだからである。」

10 父親がエジプト人であるイスラエル人の女の息子が、イスラエルの子らの中へ出て行った。このイスラエル人の女の息子とイスラエル人の男が宿営の中で争った。

11 このイスラエル人の女の息子は御名を冒瀆して呪った。そこで人々は彼をモーセのところに連れて来た。彼の母親の名はスロミテといい、ダン部族のディブリの娘であった。

12 主の意志が彼らに示されるまで、彼らはその者を留置しておいた。

13 主はモーセに語って言われた。

14 「呪った者を宿営の外に引き出しなさい。それを聞いた者はみな彼の頭に手を置き、全衆で彼を石で打ち殺しなさい。

* 24:5 24:5 エパは約22リットル、または約3分の2ブッシェルである。

15 イスラエルの子らに語って言いなさい。『自分の神を呪う者はだれでも、その罪を負う。

16 主の御名を冒瀆する者は、必ず死刑に処されなければならない。全会衆は必ず彼を石で打ち殺さなければならない。寄留者であれ、生まれながらの者であれ、御名を冒瀆したときは死刑に処される。

17 『人を打ち殺した者は、必ず死刑に処されなければならない。

18 動物を打ち殺した者は、命には命をもって償わなければならない。

19 隣人に傷を負わせたなら、彼がしたのと同じように彼にもされなければならない。

20 骨折には骨折を、目には目を、歯には歯を。彼が人に傷を負わせたように、彼にもそのようにされなければならない。

21 動物を殺した者は償いをしなければならず、人を殺した者は死刑に処される。

22 寄留者にも生まれながらの者にも、あなたがたは一つの同じ法を持たなければならない。わたしはあなたがたの神、主だからである。』」

23 モーセがイスラエルの子らに語ると、彼らは呪った者を宿営の外に引き出し、石で打ち殺した。イスラエルの子らは主がモーセに命じられたとおりに行った。

25

1 主はシナイ山でモーセに言われた。

2 「イスラエルの子らに語り、彼らに言いなさい。『わたしが与える地にあなたがたが入ったとき、その地は主への安息を守らなければならない。

3 六年間は畑に種を蒔き、六年間はぶどう園の手入れをして、その産物を収穫しなさい。

4 しかし、七年目は地にとって厳かな安息の安息日、すなわち主への安息日となる。畑に種を蒔いたり、ぶどう園の手入れをしたりしてはならない。

5 あなたの収穫の後に自然に生えたものを刈り取ってはならず、手入れをしなかったぶどうの木やぶどうを収穫してはならない。地にとって厳かな安息の年となるからである。

6 地の安息の年の産物は、あなたがたの食物となる。すなわち、あなた、あなたの男奴隷、女奴隷、雇い人、あなたと共に住む寄留者のためである。

7 あなたの家畜や、あなたの地にいる動物のためにも、そのすべての産物が食物となる。

8 『あなたは安息の年を七回、すなわち七年を七回数えなさい。七回の安息の年の日数は四十九年となる。』

9 そして第七の月の十日には、大きく角笛を吹き鳴らさなければならない。贖罪の日に、あなたがたの全土に角笛を響き渡らせなさい。

10 第五十年目を聖別し、その地のすべての住民に解放を布告しなさい。これはあなたがたにとってヨベルの年である。あなたがたはそれぞれ自分の所有地に帰り、それぞれ自分の家族のもとに帰らなければならない。

11 その第五十年目はあなたがたにとってヨベルの年となる。種を蒔いてはならず、自然に生えたものを刈り取ってはならず、手入れをしなかったぶどうの木から収穫してもならない。

12 それはヨベルの年だからである。それはあなたがたにとって聖なるものである。あなたがたは畑からの産物を食べなさい。

13 『このヨベルの年には、あなたがたはそれぞれ自分の所有地に帰らなければならない。』

14 『隣人に何かを売る場合、あるいは隣人から買う場合、互いに不当な扱いをしてはならない。

15 ヨベルの年からの年数に応じて、あなたは隣人から買い、収穫の年数に応じて、彼はあなたに売らなければならない。

16 年数が多いほどあなたはその価格を上げ、年数が少ないほどあなたはその価格を下げなさい。彼は収穫の回数をあなたに売るからである。

17 互いに不当な扱いをしてはならず、あなたの神を恐れなさい。わたしはあなたがたの神、主である。

18 『それゆえ、わたしの掟を行い、わたしの法を守り、それらを行いなさい。そうすれば、あなたがたはその地で安全に住むことができる。

19 その地は実を結び、あなたがたは十分に食べ、そこで安全に住むことができる。

20 もしあなたがたが、『七年目には何を食べればよいのか。見よ、私たちは種を蒔くことも、産物を集めることもできないではないか』と言うなら、

21 わたしは六年目にあなたがたに祝福を命じる。その地は三年分の実りをもたらす。

22 八年目に種を蒔き、九年目まで古い蓄えの産物を食べなさい。その産物が入るまで、あなたがたは古い蓄えを食べなさい。

23 『土地は永久に売却されてはならない。土地はわたしのものであるからだ。あなたがたはわたしのもとにいる異国人であり寄留者である。

24 あなたがたの所有地全土において、土地を買い戻す権利を認めなければならない。

25 『あなたの兄弟が貧しくなり、自分の所有地の一部を売ったなら、彼に最も近い親族が来て、兄弟が売ったものを買い戻さなければならない。

26 もし買い戻す者がおらず、自分自身が豊かになり、それを買い戻す十分な手段を得たなら、

27 売却してからの年数を計算し、売った相手に自分に相当する分を返しなさい。そうすれば彼は自分の所有地に戻ることができる。

28 しかし、もし自ら買い戻すことができないなら、売ったものはヨベルの年まで買った者の手に残る。ヨベルの年にはそれは手放され、彼は自分の所有地に戻ることができる。

29 『もし城壁のある町にある住居を売ったなら、売却後まる一年の間は買い戻すことができる。まる一年の間は買い戻す権利がある。

30 もしまる一年の間に買い戻されなければ、城壁のある町にあるその家は、それを買った者に代々にわたって永久に確定される。それはヨベルの年にも手放されない。

31 しかし、周囲に城壁のない村々の家は、その国の畑と同じとみなされる。それらは買い戻すことができ、ヨベルの年には手放される。

32 『ただし、レビ人の町、すなわち彼らの所有地である町々の家については、レビ人はいつでも買い戻すことができる。

33 レビ人が売った家、すなわちその所有する町は買い戻すことができ、それはヨベルの年に手放される。レビ人の町々の家は、イスラエルの子らの中における彼らの所有地だからである。

34 しかし、彼らの町々の放牧地の畑は売ってはならない。それは彼らの永久の所有地だからである。

35 『もしあなたの兄弟が貧しくなり、あなたのもとで自らを支えることができなくなったなら、あなたは彼を支えなさい。彼は異国人や一時滞在者のように、あなたと共に生きなければならない。

36 彼から利息や利益を取ってはならない。あなたの神を恐れ、あなたの兄弟があなたとともに生きられるようにしなさい。

37 あなたのお金を利息をとって貸したり、利益のためにあなたの食物を与えたりしてはならない。

38 わたしはあなたがたの神、主であり、カナンの地をあなたがたに与え、あなたがたの神となるために、エジプトの地からあなたがたを導き出した。

39 『もしあなたの兄弟が貧しくなり、自身をあなたに売ったなら、あなたは彼を奴隷として働かせてはならない。

40 彼は雇い人や滞在者のようにあなたのもとにおり、ヨベルの年まであなたのもとで働かなければならない。

41 その後、彼と彼の子らはあなたのもとを去り、自分の家族のもとに帰り、父祖の所有地に戻らなければならない。

42 彼らはわたしがエジプトの地から導き出した、わたしのしもべだからである。彼らは奴隷として売られてはならない。

43 あなたは彼を過酷に支配してはならない。あなたの神を恐れなさい。

44 『あなたが所有してもよい男奴隷と女奴隷については、あなたがたの周囲の国々から、男奴隷と女奴隷を買うことができる。

45 さらに、あなたがたの間に住む異国人の子らや、あなたがたの地において彼らがもうけたその家族から、あなたがたは買うことができる。彼らはあなたがたの所有物となる。

46 あなたがたは彼らを自分の後の子らに遺産として譲り、所有物として受け継がせることができる。あなたがたは彼らを永久に奴隷とすることができる。しかし、あなたがたの兄弟であるイスラエル

の子らに対しては、互いに過酷に支配してはならない。

47 『もしあなたのもとにいる異国人や一時滞在者が豊かになり、そのそばにいるあなたの兄弟が貧しくなって、あなたのもとに住む異国人や寄留者、あるいはその異国人の家族の者に自分を売った場合、

48 売られた後、彼は買い戻される権利がある。彼の兄弟の一人が彼を買い戻すことができる。

49 あるいは彼の叔父、叔父の息子が彼を買い戻すことができ、彼の家族の近しい親族のだれもが彼を買い戻すことができる。または、もし彼自身が豊かになったなら、自らを買い戻すことができる。

50 彼は自分を買った者と、自身を売った年からヨベルの年までを計算しなさい。その売却の価格は年数に応じたものであり、雇い人の働く期間に応じて彼のもとでの期間が決められる。

51 もしまだ多くの年数が残っているなら、それに従って、自分を買われた金額の中から買い戻しの価格を返さなければならない。

52 ヨベルの年まで数年しか残っていないなら、彼とともに計算し、その労働の年数に応じて買い戻しの価格を返さなければならない。

53 彼は年ごとの雇い人として彼のもとにいないなければならない。あなたの目の前で、その者が彼を過酷に支配してはならない。

54 もしこれらの方法で買い戻されない場合でも、ヨベルの年には、彼とその子どもたちはともに手放される。

55 イスラエルの子らはわたしにとってしもべだからである。彼らはわたしがエジプトの地から導き出したわたしのしもべである。わたしはあな

たがたの神、主である。』」

26

1 「『あなたがたは自分たちのために偶像を造ってはならない。また、彫像や石柱を立ててはならず、あなたがたの地に模様のある石を置いて、それにひれ伏してはならない。わたしはあなたがたの神、主だからである。』

2 『わたしの安息日を守り、わたしの聖所を敬いなさい。わたしは主である。』

3 『もしあなたがたがわたしの掟に従って歩み、わたしの命令を守り、それらを行うなら、

4 わたしは季節に応じてあなたがたに雨を与える。地はその産物をもたらし、野の木はその実を結ぶ。

5 あなたがたの脱穀はぶどうの収穫まで続き、ぶどうの収穫は種まきの時期まで続く。あなたがたはパンを十分に食べ、あなたがたの地で安全に住むことができる。

6 『わたしはその地に平和を与える。あなたがたは横になり、だれもあなたがたを恐れさせることはない。わたしはその地から凶暴な獣を取り除き、剣があなたがたの地を通ることはない。』

7 あなたがたは敵を追い散らし、彼らはあなたがたの前で剣によって倒れる。

8 あなたがたの五人が百人を追い散らし、百人が一万人を追い散らす。あなたがたの敵はあなたがたの前で剣によって倒れる。

9 『わたしはあなたがたに目を留め、あなたがたを実り豊かにし、あなたがたを増し加え、あなたがたとのわたしの契約を確立する。』

10 あなたがたは長く保存された古い蓄えを食べ、新しいもののために古い蓄えを運び出すことになる。

11 わたしはあなたがたの間にわたしの天幕を置く。わたしの魂があなたがたを忌み嫌うことはない。

12 わたしはあなたがたの間を歩み、あなたがたの神となり、あなたがたはわたしの民となる。

13 わたしは、あなたがたが彼らの奴隷とならないように、エジプトの地からあなたがたを導き出したあなたがたの神、主である。わたしはあなたがたのくびきの横木を砕き、あなたがたをまっすぐに歩かせた。

14 『しかし、もしあなたがたがわたしに聞き従わず、これらすべての命令を行わないなら、

15 また、もしあなたがたがわたしの掟を拒み、あなたがたの魂がわたしの法を忌み嫌い、わたしのすべての命令を行わずにわたしの契約を破るなら、

16 わたしもあなたがたにこのことを行う。わたしはあなたがたに恐怖を割り当て、目を衰えさせ、魂をやつれさせる消耗病と熱病を割り当てる。あなたがたはむなしく種を蒔く。あなたがたの敵がそれを食べるからである。

17 わたしはあなたがたに顔を向け、あなたがたは敵の前に打たれる。あなたがたを憎む者があなたがたを支配し、あなたがたはだれも追っていないのに逃げることになる。

18 『もしこれらのことがあってもなお、わたしに聞き従わないなら、わたしはあなたがたの罪のために、さらに七倍の懲らしめを与える。

19 わたしはあなたがたの力の高ぶりを砕き、あなたがたの空を鉄のようにし、あなたがたの土を青銅のようにする。

20 あなたがたの力はむなしく費やされる。あなたがたの地はその産物をもたらさず、地の木々もその実を結ばないからである。

21 『もしあなたがたがわたしに逆らって歩み、わたしに聞き従わないなら、わたしはあなたがたの罪に応じて、さらに七倍の災いをあなたがたにもたらす。

22 わたしはあなたがたの間に野の獣を送り込む。それらはあなたがたの子どもを奪い、あなたがたの家畜を滅ぼし、あなたがたの数を減らす。あなたがたの道は荒れ果てる。

23 『もしこれらのことによってもあなたがたがわたしに立ち返らず、わたしに逆らって歩むなら、

24 わたしもまたあなたがたに逆らって歩む。わたし自身があなたがたの罪のために七倍もあなたがたを打つ。

25 わたしは契約の復讐を遂行する剣をあなたがたにもたらす。あなたがたが自分たちの町々に集まる時、わたしはあなたがたの間に疫病を送り込む。あなたがたは敵の手に引き渡される。

26 わたしがあなたがたのパンの杖を砕くとき、十人の女が一つのかまどであなたがたのパンを焼き、量ってあなたがたのパンを返す。あなたがたは食べても、満足することはない。

27 『もしこれでもあなたがたがわたしに聞き従わず、わたしに逆らって歩むなら、

28 わたしも憤りをもってあなたがたに逆らって歩む。わたしもあなたがたの罪のために七倍の懲らしめを与える。

29 あなたがたは自分たちの息子の肉を食べ、自分たちの娘の肉を食べることになる。

30 わたしはあなたがたの高き所を滅ぼし、あなたがたの香の祭壇を切り倒し、あなたがたの死体をあなたがたの偶像の死体の上に投げ捨てる。わたし

の魂はあなたがたを忌み嫌う。

31 わたしはあなたがたの町々を荒廃させ、あなたがたの聖所を荒れ果てさせる。わたしはあなたがたのささげ物の心地よい香りを楽しむことはない。

32 わたしはその地を荒れ果てさせる。そこに住むあなたがたの敵は、そのことに驚き怪しむであろう。

33 わたしはあなたがたを国々の間に散らし、あなたがたのうしろから剣を抜く。あなたがたの地は荒れ果て、あなたがたの町々は荒廃する。

34 そのとき、その地が荒れ果て、あなたがたが敵の地にいる間、その地は安息日を楽しむ。そのとき初めて地は休み、その安息日を楽しむ。

35 その地は、荒れ果てている間ずっと休みを得る。あなたがたがそこに住んでいたときの安息日には得られなかった休みを得るのである。

36 『あなたがたのうち残された者たちについては、わたしは彼らの敵の地で彼らの心におびえを送り込む。風に追われる葉の音さえも彼らを逃げ走らせる。彼らは剣から逃げるように逃げる。だれも追っていないのに彼らは倒れる。

37 だれも追っていないのに、彼らは剣の前を逃げるようにお互いにつまずく。あなたがたには敵の前に立つ力はない。

38 あなたがたは国々の間で滅びる。あなたがたの敵の地があなたがたを食い尽くす。

39 あなたがたのうち残された者たちは、敵の地で自分たちの咎のゆえにやつれ果てる。彼らはまた、自分たちの父祖の咎のゆえにもやつれ果てる。

40 『もし彼らが、わたしに対して犯した背きにおいて、自分たちの咎と自分たちの父祖の咎を告

白し、また、彼らがわたしに逆らって歩んだことを告白するなら、

⁴¹ それゆえ、わたしも彼らに逆らって歩み、彼らを敵の地に追いやった。もしそのとき、彼らの無割礼の心がへりくだり、彼らが自分たちの咎の罰を受け入れるなら、

⁴² わたしはヤコブとのわたしの契約を思い起こし、イサクとのわたしの契約、そしてアブラハムとのわたしの契約を思い起こす。そしてわたしはその地を思い起こす。

⁴³ その地は彼らによって残され、彼らがいない間、荒れ果てて安息日を楽しむ。彼らがわたしの法を拒み、彼らの魂がわたしの掟を忌み嫌ったので、彼らは自分たちの咎の罰を受け入れる。

⁴⁴ それにもかかわらず、彼らが敵の地にいるとき、わたしは彼らを拒まず、彼らを完全に滅ぼして彼らとのわたしの契約を破るほど彼らを忌み嫌うこともない。わたしは彼らの神、主だからである。

⁴⁵ わたしは彼らの神となるために、国々の目の前でエジプトの地から導き出した彼らの父祖たちとの契約を、彼らのために思い起こす。わたしは主である。』」

⁴⁶ これらは、シナイ山でモーセを通して、主とイスラエルの子らとの間に主が設けられた掟、法、そして律法である。

27

¹ 主はモーセに語って言われた。

² 「イスラエルの子らに語って言いなさい。
『人が主への誓願として人を献げる場合、その評価額はあなたの評価に従わなければならない。』

3 二十歳から六十歳までの男性の評価は、聖所のシエケル*による銀五十シエケルとしなければならない。

4 女性であれば、あなたの評価は三十シエケルとしなければならない。

5 五歳から二十歳までであれば、あなたの評価は、男性なら二十シエケル、女性なら十シエケルとしなければならない。

6 一か月から五歳までであれば、あなたの評価は、男性なら銀五シエケル、女性なら銀三シエケルとしなければならない。

7 六十歳以上であれば、男性ならあなたの評価は十五シエケル、女性なら十シエケルとしなければならない。

8 しかし、もし彼があなたの評価額を払えないほど貧しいなら、彼は祭司の前に立たされ、祭司が彼に評価額を定めなければならない。祭司は誓願を立てる者の支払う能力に応じて評価額を定めなければならない。

9 『もしそれが、人々が主へのささげ物としてささげる動物であるなら、だれかがそのようなものを主に与える場合、それはすべて聖なるものとなる。

10 彼はそれを変えたり、良いものを悪いものと、悪いものを良いものと交換したりしてはならない。もし少しでも動物を他の動物と交換するなら、それと交換されたものの両方が聖なるものとなる。

11 もしそれが汚れた動物で、主へのささげ物としてささげられないものであるなら、彼はその動物を祭司の前に立たせなければならない。

* 27:3 27:3 一シエケルは約10グラム、または約0.35オンスである。

12 そして祭司は、それが良いか悪いかを評価しなさい。祭司が評価したとおりになる。

13 しかし、もし彼がそれを買戻すなら、彼はその評価額にその五分の一を加算しなければならない。

14 『人が自分の家を主への聖なるものとして聖別する場合、祭司はそれが良いか悪いかを評価しなさい。祭司が評価したとおりに確定する。

15 もし家を聖別した者がそれを買戻すなら、彼はあなたの評価した金額にその五分の一を加算しなさい。そうすればそれは彼のものとなる。

16 『もし人が自分の所有地である畑の一部を主に聖別するなら、あなたの評価はそれに蒔く種に応じたものとしなければならない。一ホメル[†]の大麦の種まきは銀五十シエケル[‡]と評価されなければならない。

17 もし彼がヨベルの年から自分の畑を聖別するなら、あなたの評価のまま確定する。

18 しかし、もし彼がヨベルの年より後に自分の畑を聖別するなら、祭司は次のヨベルの年まで残っている年数に応じて彼に金額を計算しなさい。そしてあなたの評価額から減額されなければならない。

19 畑を聖別した者がそれを買戻すなら、彼はあなたの評価した金額にその五分の一を加算しなさい。そうすればそれは彼のものと留まる。

20 もし彼が畑を買戻さない場合、あるいは彼が畑を他の人に売っていた場合は、それはもはや買戻すことはできない。

21 その畑がヨベルの年に手放されるとき、それは永久にささげられた畑として、主にとって聖なる

[†] 27:16 27:16 一ホメルは約220リットル、または6ブッシェルである。

[‡] 27:16 27:16 一シエケルは約10グラム、または約0.35オンスである。

ものとなる。それは祭司の所有地となる。

22 『もし彼が、自分の所有地ではない、自分で買った畑を主に聖別するなら、

23 祭司はヨベルの年までのあなたの評価額を彼に計算しなさい。彼はその日に、主への聖なるものとしてあなたの評価額を納めなければならない。

24 ヨベルの年には、その畑は彼がそれを買った相手、すなわちその土地の所有権を持つ者に返される。

25 あなたのすべての評価は聖所のシェケルによらなければならない。一シェケルは二十ゲラ§としなければならない。

26 『しかし、動物の初子については、初子として主のものであるから、牛であれ羊であれ、だれも聖別してはならない。それは主のものである。

27 もしそれが汚れた動物であるなら、あなたの評価に従ってそれを買戻し、それにその五分の一を加算しなければならない。あるいは買戻されないなら、あなたの評価に従って売らなければならない。

28 『とはいえ、人が自分が持っているすべてのもののうち、人であれ動物であれ、自分の所有する畑であれ、主に永久にささげるどんなものも、売ったり買戻したりしてはならない。永久にささげられるすべてのものは、主にとって最も聖なるものである。

29 『人のうち、滅びのためにささげられた者だけれども、贖い出されてはならない。彼は必ず死刑に処されなければならない。

§ 27:25 27:25 一ゲラは約0.5グラム、または約7.7グレーンである。

30 『土地の種であれ、木の実であれ、土地の十分の一はすべて主のものである。それは主にとって聖なるものである。

31 もし人が自分の十分の一のいくらかを買い戻すなら、彼はそれにその五分の一を加算しなければならない。

32 牛や羊の群れのすべての十分の一、すなわち杖の下を通るすべてのもののうち、十番目のものは主にとって聖なるものとなる。

33 それが良いか悪いかを調べてはならず、それを交換してもならない。もし少しでもそれを交換するなら、それと交換されたものの両方が聖なるものとなる。それは買い戻されてはならない。』

34 これらが、シナイ山でイスラエルの子らのために、主がモーセに命じられた命令である。

フリーダム・バイブル
**The Holy Bible in the Japanese Language, Freedom
Bible translation**

Public Domain

Language: 日本語 (Japanese)

この聖書翻訳には著作権が設定されていません。この聖書翻訳の公式な配布元は eBible.org です。これは翻訳の草案です。この聖書翻訳をより良いものにするため、改善のご提案を ebible.org+jpnm@gmail.com までお寄せください。

2026-07-08

PDF generated using Haiola and XeLaTeX on 8 Jul 2026 from source files dated 8 Jul 2026
8daadcbf-1b7a-51a2-98ce-7e95a9e95424